

JAPA団体保険のご案内

団体割引15%適用で加入しやすい保険です

団体割引
15%

68才
まで補償

最長68才(タイプG、H)までの収入減少を補償します!

制度その1

団体長期障害所得補償保険制度

(団体総合生活補償保険 傷害補償 (MS&AD型) 特約・所得補償特約セット、団体長期障害所得補償保険)

- ・この制度は、私たちが病気やケガによって長期にわたり仕事ができなくなった場合に、私たちの収入を補償する制度です。
- ・タイプG、Hにご加入の場合、最長68才まで就業障害による収入減少を補償します。



国内・国外を
問わず補償します

安心して働いて
いただくために



ケガや病気で仕事ができない間、
最長68才まで補償を継続して
受けることができます

制度その2

団体総合補償制度

(団体総合生活補償保険 傷害補償 (MS&AD型) 特約、がん補償特約、疾病補償特約セット)

- ・病気、ケガ、賠償責任などのさまざまなニーズに対応し、皆さまの健康を応援します。
- ・がん保険・医療保険は、ご家族のみでも加入できます。

- お申込締切日 : 2019年(平成31年)2月22日(金)
(中途加入も可能です。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。)
- お申込先 : 株式会社JALUX保険サービス
- 保険期間(ご契約期間) : 2019年(平成31年)3月1日午後4時から1年間
- 保険料払込方法 : 口座振替(2019年(平成31年)年5月より毎月27日に引き落とし)
※金融機関が休業日の場合は、翌営業日

JAPA団体保険のご案内 目次

J A P A 団 体 保 険	JAPA 団体長期障害 所得補償保険 制度	JAPA団体長期障害所得補償保険制度	2
		1. 長期型所得補償保険	3
		2. 長期型所得補償保険（68オタイプ）	4
		3. 短期型所得補償保険	5
		○加入資格・お申込み方法	6
	JAPA 団体総合 補償制度	JAPA団体総合補償制度	7
		4. 傷害保険	8
		5. がん保険	9
		6. 医療保険	10
		○加入資格・お申込み方法	11
	Q & Aコーナー		12
	記入例【新規でご加入される方】		13
	記入例【継続加入で契約内容を変更される方】		15
	JAPA団体長期障害所得補償保険制度＜長期型所得補償保険＞ ●健康状態告知についてのご案内・健康状態告知書質問事項回答欄の解説・ 健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領		17
	JAPA団体総合補償制度 ●健康状態告知についてのご案内・健康状態告知書質問事項回答欄（被保険者 ご本人用）の解説・健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項 回答欄（被保険者ご本人用）記入要領		20
	JAPA団体長期障害所得補償保険制度＜長期型所得補償保険＞ ●団体長期障害所得補償保険サービスのご案内		23
	JAPA団体総合補償制度 ●団体総合生活補償保険サービスのご案内		25
	お支払いする 保険金の ご説明	長期型所得補償保険（団体長期障害所得補償保険）	27
		傷害保険（ケガに関する補償）	29
		医療保険（疾病に関する補償）	31
		がん保険（がんに関する補償）	34
		短期型所得補償保険（所得の補償）	35
	重要事項の ご説明	長期型所得補償保険（団体長期障害所得補償保険）	39
		傷害保険・医療保険・がん保険・短期型所得補償保険 （団体総合生活補償保険（MS&AD型）	44

JAPA団体長期障害所得補償保険制度

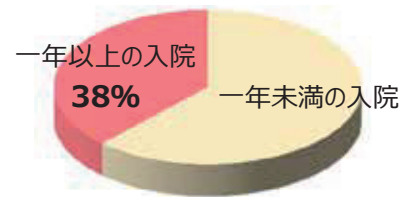
もし、長期間働けなくなったら…

■ケガや病気の治療は意外と長期化しがちです。

「6か月以上の入院患者の4割が1年以上の長期入院となっている」そんな事実をご存知でしょうか。さらに5年以上の長期入院患者の割合は14%にもものぼります。

資料：平成23年厚生労働省「患者調査」

● 長期間(6か月以上)の入院患者の割合(20～64才)

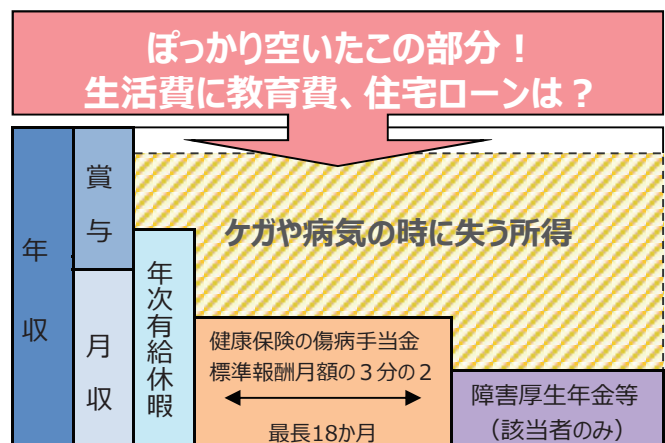


復職には思ったより時間がかかります

■休職後の収入ダウンは想像以上のものです。

月収の減額や賞与のカット、更に治療費・リハビリ費など療養に必要な支出がかさむだけでなく、住宅ローン・教育費・生活費など日常生活を営む上で必要なお金は休職前と同様にかかり、家計をひっ迫させる大きな要因になります。

ご家族の安心な暮らしを維持するために、あなたはすでに準備をされていますか？



そこで、JAPAの「長期型所得補償保険」および「短期型所得補償保険」を
おすすめします！

ケガや病気により仕事ができなくなった場合（ロス・オブ・ライセンス）に、短期(最長で1年間)から長期(最長で68才)まで私たちの収入を補償する制度です。

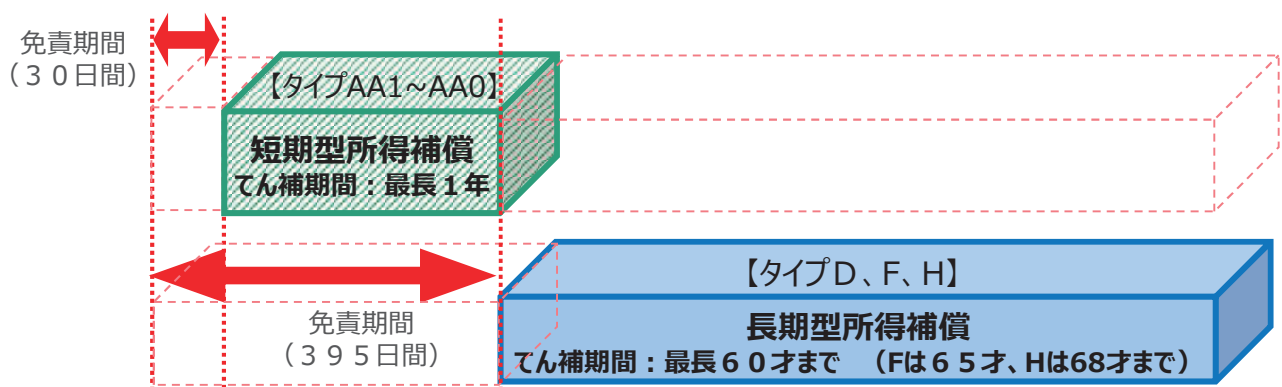
短期型所得補償保険にのみご加入の場合

⇒ 短期の所得喪失リスクに備えることができますが、長期に渡ってのリスクは補償できません。

長期型所得補償保険にのみご加入の場合

⇒ 長期の所得喪失リスクに備えることができますが、短期のリスクは補償できません。

短期 + 長期の組み合わせでロス・オブ・ライセンスに備えましょう



1 長期型所得補償保険（団体長期障害所得補償保険）

■ タイプA、D、F、G、H

※いずれか1タイプをご選択ください

長期型所得補償保険

POINT
1

最長68才まで補償！（タイプG、H）

ケガや病気により、免責期間※を超えても仕事ができない状態が続いている場合に、最長で68才まで所得を補償します。 ※免責期間とは、補償の対象とならない期間をいいます。

POINT
2

一部復職後（地上職への復職を含む）も補償

一部復職していても収入が20%超減少している場合にはその減少割合に応じて継続して補償します。（タイプA・Dは最長60才まで、タイプFは最長65才まで、タイプG・Hは最長68才まで）

※保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となりません。

POINT
3

国内外・業務中・業務外を問わず補償

ケガや病気の発生が、国内外を問わず、また業務中・業務外を問わず、24時間補償します。

POINT
4

全タイプに天災危険補償特約をセット、さらにタイプD・F・G・Hは精神障害も補償！

全タイプに天災危険補償特約がセットされていますので、万一のときも安心です。さらにD・F・G・Hタイプには精神障害補償特約がセットされ、うつ病等の精神障害による就業障害を最長2年まで補償します。

補償内容と月払保険料

保険期間：1年、団体割引15%

タイプ	A	D	F
てん補期間	60才まで		65才まで
免責期間	免責期間365日 (1年)	免責期間395日 (1年30日)	免責期間395日 (1年30日)
特 約	☆天災危険補償特約	☆天災危険補償特約 ☆精神障害補償特約 (てん補期間：2年)	☆天災危険補償特約 ☆精神障害補償特約 (てん補期間：2年)
年 令	保険金月額5万円（1口あたり）の月払保険料 ※男性のみ		
20才-24才	364円	392円	402円
25才-29才	375円	412円	427円
30才-34才	401円	443円	469円
35才-39才	482円	534円	579円
40才-44才	694円	765円	872円
45才-49才	935円	1,028円	1,282円
50才-54才	1,094円	1,194円	1,849円
55才-59才	1,088円	1,201円	2,084円
60才-64才	—	—	2,049円

＜ご注意ください＞タイプB、C、Eにつきましては、満期をもって「新規募集」の取扱いを中止させていただきます。すでにご加入の方のみ、同一タイプでの継続は可能です。保険料等の詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

【口数決定の目安】

保険金（月額）1口5万円で、最高10口までご加入いただけます。口数×5万円×1.2が年収の50%以内になるように設定してください。

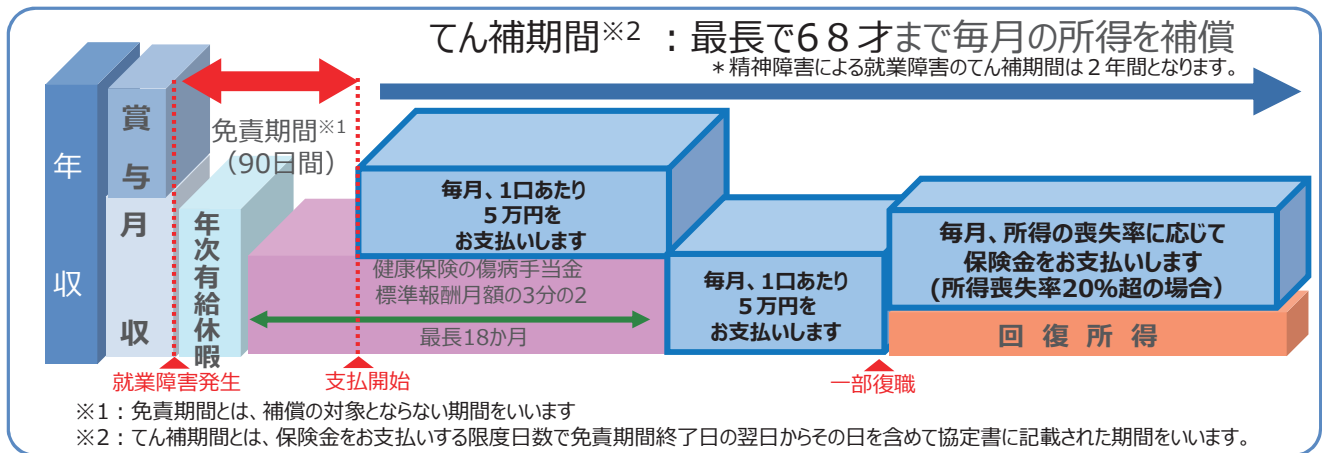
- 記載の保険料は団体割引15%を適用しています。
※記載の保険料は男性の保険料です。女性の保険料については、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- 年令は、2019年（平成31年）3月1日時点の満年令です。※保険料は継続時の満年令に応じた保険料に変更となりますので、ご注意ください。
【タイプA・D】てん補期間は、60才に達した日（※）までか3年間のいずれか長い期間となります。
（※）60才に達した日とは、60才の誕生日の前日となります。
【タイプ F】てん補期間は、65才に達した日（※）までか3年間のいずれか長い期間となります。
（※）65才に達した日とは、65才の誕生日の前日となります。
【タイプG・H】てん補期間は、68才に達した日（※）までか3年間のいずれか長い期間となります。
（※）68才に達した日とは、68才の誕生日の前日となります。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

2 <最長68才まで> 長期型所得補償保険 (団体長期障害所得補償保険)

最長68才まで補償するタイプをご用意しました

【イメージ図】 長期型所得補償保険：タイプG (団体長期障害所得補償保険)



補償内容と月払保険料

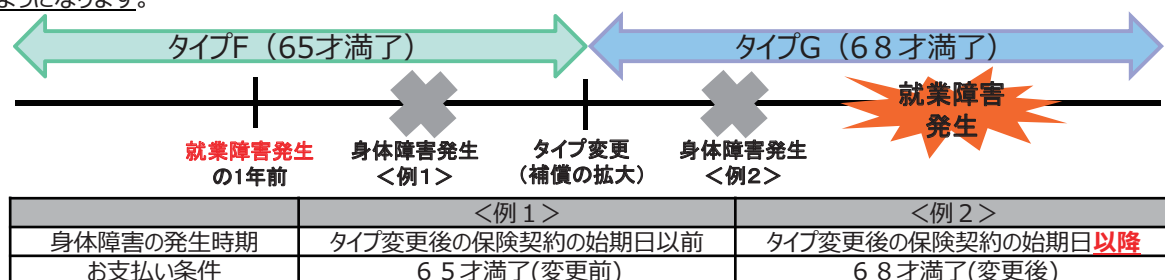
保険期間：1年、団体割引15%

タイプ	G	H
てん補期間	68才まで	
免責期間	免責期間90日	免責期間395日 (1年30日)
特 約	☆天災危険補償特約 ☆精神障害補償特約 (てん補期間：2年)	☆天災危険補償特約 ☆精神障害補償特約 (てん補期間：2年)
年 令	保険金月額5万円 (1口あたり) の月払保険料 ※男性のみ	
20才-24才	575円	407円
25才-29才	599円	435円
30才-34才	654円	479円
35才-39才	845円	601円
40才-44才	1,272円	921円
45才-49才	1,947円	1,401円
50才-54才	2,842円	2,133円
55才-59才	3,855円	2,768円
60才-64才	4,125円	2,544円
65才-67才	4,026円	3,027円

<ご注意ください> タイプGは「短期型所得補償保険」と組み合わせて加入される場合、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。

【タイプ変更時の注意事項】

- 補償内容を拡大するタイプ変更される場合は、健康状態の再告知が必要です。
- タイプ変更された時期、身体障害の発生時期および就業障害の発生時期によって、保険金のお支払いは以下のようになります。



※上記はお支払いの一例となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

3 短期型所得補償保険 (傷害補償(MS&AD型)特約・所得補償特約セット団体総合生活補償保険)

■ タイプAA1～AA0

短期型所得補償保険

POINT
1

お工作中的のケガによる死亡も補償 (通勤途上を含みます)

就業中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に傷害死亡保険金、所定の後遺障害が発生した場合に傷害後遺障害保険金をお支払いします。(所得補償特約のご加入人数に関わらず保険金額は100万円が限度となります。)

POINT
2

所得補償部分については、国内外・業務外を問わず補償!

国内外を問わず、また業務中・業務外を問わずケガや病気により、免責期間※を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で1年間、所得を補償します。

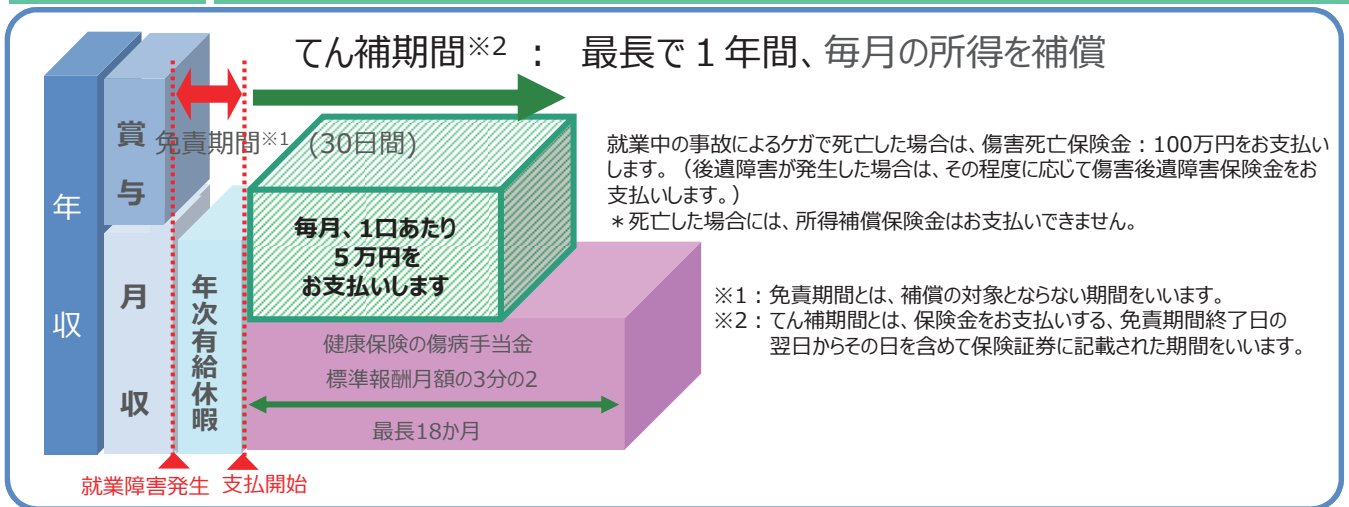
POINT
3

長期型所得補償保険 (団体長期障害所得補償保険) との組合せにより、手厚い補償が得られます!

短期型所得補償保険と長期型所得補償保険の「タイプD・F・H」の組合せでご加入いただくと、長期型所得補償保険の免責期間※をカバーできますので、手厚い補償が得られます。

※免責期間とは、補償の対象とならない期間をいいます。

【イメージ図】 短期型所得補償保険: (傷害補償(MS&AD型)特約・所得補償特約セット団体総合生活補償保険)



補償内容と月払保険料

保険期間: 1年、てん補期間: 1年、職種級別: 3級、団体割引15%

傷害死亡・後遺障害補償 (就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約セット)

傷害死亡・後遺障害保険金額 100万円

●傷害死亡・後遺障害保険金については、所得補償特約のご加入タイプにかかわらず保険金額100万円となります。

所得補償特約 (免責期間: 30日間 特約: 航空機乗組員特約 (所得補償特約用) セット)

タイプ	月払保険料									
	AA1	AA2	AA3	AA4	AA5	AA6	AA7	AA8	AA9	AA0
年令/保険金額	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円	35万円	40万円	45万円	50万円
20才-24才	290円	530円	780円	1,020円	1,270円	1,510円	1,760円	2,000円	2,250円	2,490円
25才-29才	330円	610円	900円	1,180円	1,470円	1,750円	2,040円	2,320円	2,610円	2,890円
30才-34才	410円	770円	1,140円	1,500円	1,870円	2,230円	2,600円	2,960円	3,330円	3,690円
35才-39才	520円	1,000円	1,480円	1,960円	2,440円	2,920円	3,400円	3,880円	4,360円	4,840円
40才-44才	680円	1,320円	1,960円	2,600円	3,240円	3,880円	4,520円	5,160円	5,800円	6,440円
45才-49才	820円	1,600円	2,380円	3,160円	3,940円	4,720円	5,500円	6,280円	7,060円	7,840円
50才-54才	970円	1,900円	2,830円	3,760円	4,690円	5,620円	6,550円	7,480円	8,410円	9,340円
55才-59才	1,050円	2,050円	3,060円	4,060円	5,070円	6,070円	7,080円	8,080円	9,090円	10,090円
60才-64才	1,100円	2,160円	3,220円	4,280円	5,340円	6,400円	7,460円	8,520円	9,580円	10,640円

今年度より表記のみ変更になりました。保険料は変更ございません。

【保険金額決定の目安】 保険金額が年収(12か月)の50%以内になるように設定してください。

- 記載の保険料は、団体割引15%を適用しています。
- 年令は、2019年(平成31年)3月1日時点の満年令です。※保険料は継続時の満年令に応じた保険料に変更となりますので、ご注意ください。
- 記載の保険料は被保険者(本人)の職種級別によって異なります。上記は職種級別3級の場合の保険料です(3級: 航空機乗務員など)。告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- 所得補償特約には骨髓採取手術に伴う入院補償特約(所得補償特約用)が自動セットされます(初年度契約については1年の待機期間があります)。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

加入資格

公益社団法人日本航空機操縦士協会の正会員ご本人で、パイロット業務による勤労所得がある、
2019年（平成31年）3月1日において20才以上67才（短期型所得補償保険タイプAA1～AA0の場合は
64才、長期型所得補償保険のタイプA・Dの場合は59才、タイプFの方は64才）以下の方

お申込み方法

1.新規加入の場合：

加入申込票・団体口座振替依頼書に必要事項をご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。

2.継続加入の場合：

①加入内容に変更がない場合

特にお申し出のない場合、前年度と同一補償内容にて継続扱とさせていただきますので、加入申込票のご提出は不要です。

②条件変更により「加入口数」「タイプ変更」等を希望される場合

加入申込票に必要事項をご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。

条件変更が以下の場合は、健康状態の再告知が必要となります。

- ・加入口数の増口
- ・免責期間の短期化（免責期間1年30日（Dタイプ）→免責期間1年（Aタイプ）への変更等）
- ・てん補期間の長期化（タイプF、G、Hへの変更）
- ・精神障害補償特約セットタイプへの変更
- ・特定疾病等補償対象外の条件を変更する場合

（加入口数減口・免責期間の長期化の場合、告知は不要です。）

3.脱退の場合：

加入申込票の脱退に○印・ご署名のうえ、ご提出ください。

※ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、

短期型所得補償保険（所得補償特約セット団体総合生活補償保険）については満64才まで

長期型所得補償保険（団体長期障害所得補償保険）については、ご加入時満67才（タイプA・Dの場合は59才、タイプFは満64才）まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。

この場合、継続後の保険料は継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。

（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

<既にご加入の契約（他の保険会社等を含みます）を解約して、当制度に新たに参加する場合のご注意>

●健康状態告知と始期前発病の取扱いについて

新規ご加入の取扱いとなりますので、加入時点での健康状態を再度告知いただきます。

長期型所得補償保険については、新規加入日から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、または治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

<既にご加入の契約（他の保険会社等を含みます）がある場合のご注意>

●重複契約と保険金額設定超過の場合のご注意

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否をご判断のうえ、ご加入ください。

複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

重複契約において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*1）の合計額が、平均月間所得額（*2）に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、その部分について保険金が支払われない場合があります。詳細は、「お支払いする保険金のご説明」にてご確認ください。

（*1）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（*2）被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間総収入額} \times 1) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額} \times 2)}{12 \text{ か月}}$$

※1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

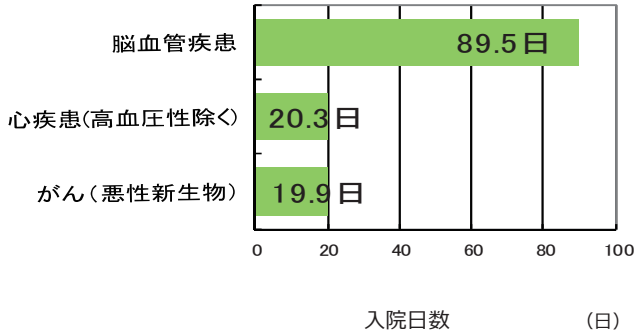
※2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

JAPA団体総合補償制度

ご存知ですか？

入院の現状…

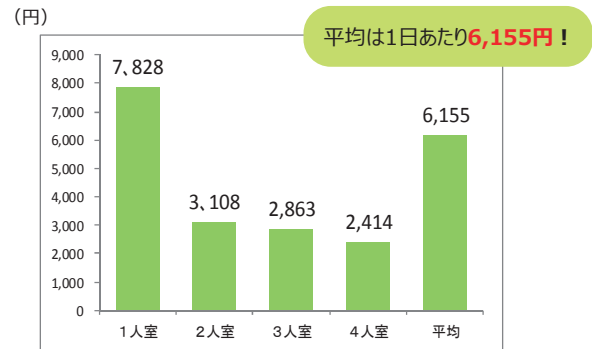
がん・急性心筋梗塞・脳卒中の平均入院日数



* 平成26年 厚生労働省「患者調査 疾病別の退院患者平均入院日数」
(注)がん(悪性新生物)は「患者調査」より

がん、急性心筋梗塞、脳卒中での長期の入院は、
家計を圧迫する要因となってしまう場合があります。

差額ベッド代の患者負担額の状況



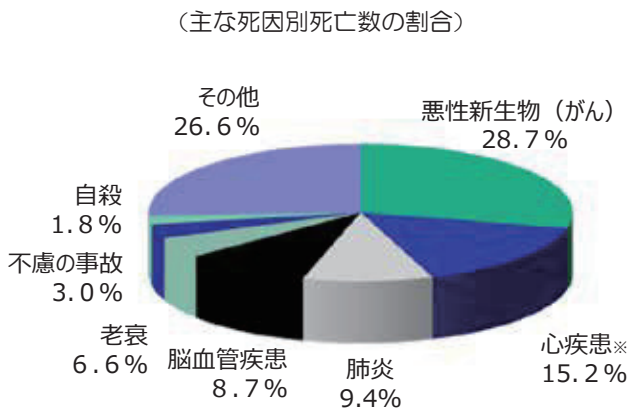
平成28年10月 厚生労働省 第337回中央社会保険医療協議会
総会資料「主な選定療養に係る報告状況」
「平成27年7月1日現在 特別の療養環境の提供 1日当たり徴収額」より

差額ベッド代がかかる病室を利用する場合などを考えて
入院保険金日額を設定してみてもいいかもしれません。

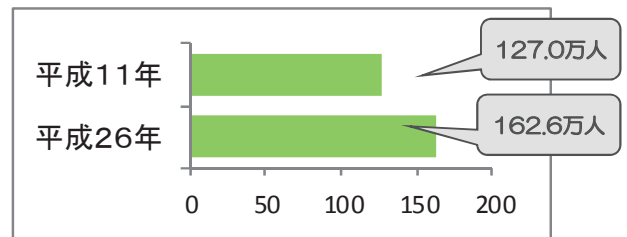
がんの現状…

日本人の死因第一位は“がん”です

がん総患者数の推移



厚生労働省 平成27年「人口動態統計月報年計(概数)の概況」より



厚生労働省 平成11年「患者調査の概況」
厚生労働省 平成26年「患者調査の概況」より

男性、女性ともに一生のうちにおおよそ
2人に1人 が“がん”と診断“されると
言われています。

(公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計15」)

病気やケガに対する備えも“**自助努力**”が大切な時代となりました。

そこで、J A P Aの「団体総合補償制度」をおすすめします！

病気・ケガ・賠償責任などさまざまなニーズに対応し、
皆さまの健康を応援する制度です。

4 傷害保険（団体総合生活補償保険：傷害補償（MS&AD型）特約セット）

■ タイプX

傷害保険

POINT 1 賠償事故に示談交渉サービスがご利用になれます！

傷害補償に個人賠償責任危険補償が自動セットされています。

POINT 2 ケガは24時間補償！

国内・海外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

POINT 3 天災（地震・噴火・津波）、鳥インフルエンザやO-157をはじめとする特定感染症も対象！

■ 加入資格（正会員本人のみ）

公益社団法人日本航空機操縦士協会の正会員ご本人で、2019年（平成31年）3月1日において20才以上67才以下の方

■ 被保険者（補償の対象となる方）の範囲

傷害補償	ご本人
個人賠償責任（注）	ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の同居の親族（※1）および別居の未婚（※2）の子

※1 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
※2 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

（注）被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

国内・海外を問わず、お仕事や日常生活・レジャー中におけるさまざまな事故によるケガを補償します。

傷害補償

プラス

個人賠償責任

国内外

お仕事中のケガ

日常生活のケガ

自転車で転倒してケガ

スポーツ中のケガ

交通事故によるケガ

イベント中のケガ

国内外

（免責金額：0円）

自宅マンションで水漏れをおこし階下の人に損害を与えた

買い物中に高価な商品を落として壊した

飼い犬が他人に噛み付きケガを負わせた

自転車で他人にケガをさせた

（注）上記事故例でも事故状況等により法律上の損害賠償責任が発生しない場合は、保険金お支払対象とはなりませんので、ご注意ください。

補償内容と月払保険料

団体割引15%適用、天災補償特約セット、個人賠償責任危険補償特約（賠償事故解決用）セット、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約セット

<傷害補償>

傷害入院保険金支払限度日数：180日 傷害入院保険金支払対象期間：180日 免責期間：0日
傷害通院保険金支払限度日数：90日 傷害通院保険金支払対象期間：180日 免責期間：0日

タイプ	X									
口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
傷害入院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円
傷害手術保険金	入院中：傷害入院保険金日額の1.0倍 入院中以外：傷害入院保険金日額の5倍									
傷害通院保険金日額	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円
個人賠償責任危険保険金額	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
月払保険料	420円	770円	1,120円	1,470円	1,820円	2,170円	2,520円	2,870円	3,220円	3,570円

安心！
示談交渉サービス付

日本国内で発生した賠償事故については、示談交渉サービス※がご利用になれます。

※示談交渉サービスとは引受保険会社が引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです。（日本国内で発生した賠償事故に限ります。）

（注）相手の方が引受保険会社と直接折衝することに同意しない場合や、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒まれた場合などには、引受保険会社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。

被保険者1名につき、最高10口までご加入いただけます。

個人賠償責任危険補償については、傷害補償のご加入口数に関わらず保険金額1億円となります。

※保険料は団体割引15%を適用しています。

※傷害死亡保険金受取人指定はできません。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

5 がん保険（団体総合生活補償保険：がん補償特約セット）

“がん”の場合、心配は高額な医療費と長期にわたる入院です

■ タイプY

がん保険

POINT
1

がん診断保険金は支払回数制限がありません！

POINT
2

長期入院も安心！

がん入院保険金は支払日数制限がありません。
日帰り入院から長期入院まで安心！

POINT
3

健康状態の告知でOK！

健康状態を告知いただくことで加入ができます。
医師の診査は必要ありません。

がん診断

＜悪性新生物診断保険金＞
＜上皮内新生物診断保険金＞

がんと診断確定されたとき、一時金としてお支払いします

悪性新生物 がん診断保険金額の全額

上皮内新生物 がん診断保険金額の20%

2年超経過後の再発もお支払いします



がん入院

＜がん入院保険金＞

がんと診断確定され入院したとき、1日につきがん入院保険金日額をお支払いします

日帰り入院から何日でも（無制限）



がん退院

＜がん退院時一時金＞

診断確定されたがんの治療のため、20日以上継続して入院した後、生存して退院したとき一時金をお支払いします。



（注）がん補償について

- ・上皮内新生物も対象となります。※「上皮内新生物」とはがんが粘膜の一番上の上皮内にとどまっている、ごく初期段階のがんのことをいいます。
- ・初年度契約の保険期間開始時より前にがんと診断確定された場合またはがんと診断確定された時が初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて90日（待機期間といいます）を経過した日の翌日午前0時より前であった場合は、保険金をお支払いできません。
- ・悪性新生物診断保険金または上皮内新生物診断保険金の支払われるがんと診断確定された最終の日からその日を含めて2年を経過した後に、再度「悪性新生物」または「上皮内新生物」による保険金のお支払い対象に該当した場合にも、保険金をお支払いいたします。

■ 加入資格

公益社団法人日本航空機操縦士協会の正会員ご本人、配偶者、子供、両親および兄弟姉妹、同居の親族で、2019年（平成31年）3月1日において0才（生後15日）以上67才以下の方

補償内容と月払保険料

がん入院保険金支払対象期間：無制限 免責期間：0日 団体割引15%適用

タイプ		Y		
口数		1口	2口	3口
がん入院保険金日額		10,000円	20,000円	30,000円
がん手術保険金額	入院中	10万円	20万円	30万円
	入院中以外	5万円	10万円	15万円
がん放射線治療保険金額		10万円	20万円	30万円
がん退院時一時金額		10万円	20万円	30万円
がん診断保険金額	悪性新生物	100万円	200万円	300万円
	上皮内新生物	20万円	40万円	60万円
0才（生後15日以上）		250円	500円	750円
1才-4才		170円	340円	510円
5才-9才		100円	200円	300円
10才-14才		100円	200円	300円
15才-19才		110円	220円	330円
20才-24才		140円	280円	420円
25才-29才		170円	340円	510円
30才-34才		230円	460円	690円
35才-39才		380円	760円	1,140円
40才-44才		720円	1,440円	2,160円
45才-49才		1,260円	2,520円	3,780円
50才-54才		2,040円	4,080円	6,120円
55才-59才		3,020円	6,040円	9,060円
60才-64才		4,180円	8,360円	
65才-67才		5,850円	11,700円	

被保険者1名につき、最高3口までご加入いただけます。（60才以上の方の新規加入および0才～14才の方は2口が上限となります）

※年齢は、2019年（平成31年）3月1日現在の満年齢となります。

※保険料は継続時の満年齢に応じた保険料に変更となりますので、ご注意ください。

※保険料は団体割引15%を適用しています。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

■ タイプZ

医療保険

POINT
1

短期入院も安心！

日帰り入院から補償します！

POINT
2

最先端の治療費用にも対応！

先進医療費用保険金（実費）がセットされています！

POINT
3

健康状態の告知でOK！

健康状態を告知いただくことで加入ができます。
医師の診査は必要ありません。

■ 加入資格

公益社団法人日本航空機操縦士協会の正会員ご本人、配偶者、子供、両親および兄弟姉妹、同居の親族で、2019年（平成31年）3月1日において0才（生後15日）以上67才以下の方

補償内容と月払保険料

疾病入院保険金支払限度日数：120日
疾病通院保険金支払限度日数：30日疾病入院保険金支払対象期間：120日
疾病通院保険金支払対象期間：180日免責期間：0日
団体割引15%適用

日帰り入院・手術から先進医療費用まで手厚く補償

病気入院

<疾病入院保険金>

病気の治療を目的として入院したとき、1日につき
疾病入院保険金日額をお支払いします。

1入院につき、最大120日が限度

退院後通院

<疾病通院保険金>

病気により入院し、退院後に通院したとき、1日につき
疾病通院保険金日額をお支払いします。

最大30日が限度

先進医療

<先進医療費用保険金>

保険期間中に先進医療を受けその費用を負担したとき
先進医療費用（実費）をお支払いします。
（国内のみ補償）

特定疾患

<特定疾患保険金>

所定の特定疾患により疾病入院保険金をお支払いする入院を開始した場合に、**特定疾患保険金**（疾病入院保険金日額の30倍）をお支払いします。

先進医療とは、将来的な保険導入のための評価が必要なものとして、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、医療技術ごとに定める施設基準に適合した病院等が届出により行うものに限られますので、対象となる医療行為、医療機関および適応症等は限定されています。

タイプ	Z	
口数	1口	2口
疾病入院保険金日額	5000円	10000円
疾病手術保険金額	入院中	5万円
	入院中以外	2.5万円
疾病放射線治療保険金額	5万円	10万円
疾病通院保険金日額	3000円	6000円
先進医療費用保険金額	150万円	300万円
特定疾患保険金額	15万円	30万円
0才(生後15日以上)	2,540円	5,080円
1才-4才	550円	1,100円
5才-9才	340円	680円
10才-14才	270円	540円
15才-19才	280円	560円
20才-24才	390円	780円
25才-29才	580円	1,160円
30才-34才	730円	1,460円
35才-39才	710円	1,420円
40才-44才	780円	1,560円
45才-49才	1,000円	2,000円
50才-54才	1,390円	2,780円
55才-59才	1,870円	3,740円
60才-64才	2,670円	
65才-67才	3,840円	

被保険者1名につき、最高2口までご加入いただけます。（60才以上の方の新規加入および0才～14才の方は1口が上限となります）

※年令は、2019年（平成31年）3月1日現在の満年令となります。

※保険料は継続時の満年令に応じた保険料に変更となりますので、ご注意ください。

※保険料は団体割引15%を適用しています。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

加入資格

【傷害保険】

公益社団法人日本航空機操縦士協会の正会員ご本人で、2019年（平成31年）3月1日において20才以上67才以下の方

【がん保険・医療保険】

公益社団法人日本航空機操縦士協会の正会員ご本人、配偶者、子供、両親および兄弟姉妹、同居の親族で、2019年（平成31年）3月1日において0才（生後15日）以上67才以下の方

お申込み方法

加入申込票・団体口座振替依頼書に必要事項をご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。

※ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は継続日現在の被保険者の年齢（がん保険・医療保険）および保険料率によって計算されます。（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

サービスのご案内

「傷害保険」に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

生活安心サポート

- 健康・医療ご相談（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
- ホームヘルパーサポート（ホームヘルパー業者のご紹介）
- 暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談／税務のご相談）

「医療保険」または「がん保険」に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

医療カウンセリングサービス

- セカンドオピニオンのご相談
- 面談専門医のご紹介
- “がん”粒子線治療のご相談

健康安心サポート

- 健康検診サービス（人間ドック施設のご紹介／PET検診施設のご紹介／在宅検診のご紹介）
- 健康・医療ご相談（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
- 介護安心サービス（介護安心相談／介護に関する業者・施設情報のご提供）／認知症TESTER（テスター）
- メンタルご相談（メンタルヘルスのご相談）
- 暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談／税務のご相談）

※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。

※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社様が提供します。

※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。

Q&A コーナー

Q1	ロスオブライセンスの定義（支払要件）を確認したいのですが？	（免責期間中） 身体障害により、パイロット業務に全く従事できず、かつ下記いずれかの事由を満たす場合となります。 ①身体障害のために入院していること ②上記①以外の場合でその身体障害につき、医師の治療を受けていること ③上記①および②以外の場合で、その身体障害による後遺障害が残っていること （てん補期間開始後） 身体障害により就業に支障が発生しており、従前に比して所得の減少が20%超であるかぎり保険金をお支払いします。
Q2	パイロットから地上職に職種転換となった場合など復職、転職後も補償の対象になりますか？	保険期間中に就業障害が発生し、就業障害が継続していると判定されていれば補償は継続されます。 また、復職・転職後も所得喪失率が20%を超えた場合、喪失率に応じた保険金をお支払い致します。ただし、地上職を勤務している間に身体障害は完治したのにもかかわらず、パイロット業務に復職せず所得が減少したままの場合は保険金の支払対象にはなりません。
Q3	65才を超えて就業障害になった場合、保険金の支払い期間はどれくらいですか？ （G、Hタイプご加入の場合）	てん補期間は68才に達した日（※）までか3年間のいずれか長い期間となります。 （※）68才に達した日とは、68才の誕生日の前日となります。
Q4	初回保険金請求にはどのような書類が必要となりますか？	①保険金請求書 ②引受保険会社の定める状況報告書 ③保険金請求権をもつことの確認書類（戸籍謄本、資格証明書等） ④保険事故の発生を示す書類（事故証明書など） ⑤保険金支払額の算出に必要な書類（源泉徴収票・確定申告書など） ⑥その他（調査同意書等） 詳しくはパンフレットP42およびP49をご覧ください。
Q5	予防のため薬を飲んでいる場合も告知が必要になりますか？	医師の診断により処方されている場合、告知が必要になります。 ※該当する疾病コードがなく告知をご記入いただく際は数値もご記入ください。 （例： ×尿酸値が高い ○尿酸値 **mg/dl）
Q6	口数を増口した際、新たに乙欄に該当する病気があり、告知しました。この場合、免責となるのは増口した分のみでしょうか？	全口数が免責の対象となります。 （例：現在5口から10口へ増口した時の告知は10口全てが対象。）
Q7	年末調整の対象になりますか？	所定の金額について「介護医療保険料控除」の対象となります。※傷害保険は対象外です。 控除証明書は加入者証右側に添付されております。ご不明点等がございましたら(株)JALUX保険サービスへご連絡ください。
Q8	JAPAを退会しました。契約は継続可能ですか？	始期日時時点でJAPA正会員であることが加入条件となっているため、満期で補償終了となります。 JAPA退会と同時に契約も解約を希望している場合は、別途ご連絡をいただき書類のご提出をお願いいたします。
Q9	中途加入や契約途中の補償内容変更は可能ですか？	可能です。前月20日までに書類を提出いただきますと、翌月1日からの反映になります。 ※補償内容の変更は再度告知が必要な場合があります。
Q10	加入者証を再発行してほしい。	(株)JALUX保険サービスへご連絡ください。
Q11	英語での加入者証は発行してもらえますか？	申し訳ございませんが、日本語のみの発行になります。
Q12	住所変更や改姓、航空会社が変わった場合の手続きは？	(株)JALUX保険サービスへご連絡ください。 ※JAPA事務局にも変更のお申し出をお願いします。
Q13	加入者証の到着時期、口座振替開始時期は？	加入者証は3月1日保険開始分は4月中旬より発送、中途加入は加入月下旬より順次発送いたします。 口座振替は3月1日保険開始分は5月27日に引き落とし、中途加入は加入月翌々月27日に引き落としされます。※土日祝の場合は翌営業日になります。
Q14	口座振替が出来なかった場合どうすればいいですか？	翌月に2ヶ月分引落としがかかりますので口座に保険料をご準備ください。翌月も引落としが出来なかった場合は(株)JALUX保険サービスから請求書を送ります。
Q15	勤務先から保険料の払込みの証明を出すように言われました。領収証は発行してもらえますか？	申し訳ございませんが、口座振替のため領収証の発行はしていません。 ご自身の引落し明細等で対応可能か勤務先へご確認をお願いいたします。

パンフレットならびに下記記入のポイントをご覧のうえ、ご記入ください。

(注意点)

1. 加入ご希望の方は、必要事項をご記入のうえ、同封の返信封筒にてご提出ください。
2. 加入申込票の健康状態告知欄の質問内容は、長期型所得補償保険ならびに短期型所得補償保険についてはパンフレットP19に、がん保険・医療保険についてはパンフレットP22に記載しております。
3. 加入口数については各タイプごとの上限までの範囲で設定してください。

【記入のポイント】

- ① 「新規加入」に○印をしてください。
- ② 申込日をご記入ください。
- ③ 住所・氏名・管理番号・所属会社名をご記入ください。
- ④ 氏名をフルネームで署名ください。
- ⑤ 正会員本人（被保険者）の氏名、生年月日、年令、性別、職業・職種名（カナ）をご記入ください。
※職業名・職種名には具体的な職業・職務をご記入ください。（例）パイロット、ジムシヨク 等
- ⑥ タイプ名、口数をご記入ください。
- ⑦ 長期型所得補償保険、短期型所得補償保険、がん保険、医療保険にご加入される場合は健康状態告知欄をご記入ください。
- ⑧ 告知ご署名欄に被保険者ご本人がフルネームで署名し、告知日を記入します。ただし、被保険者本人が15才未満の場合は親権者が告知し、未成年者の場合は親権者が署名します。
＜被保険者ご本人が未成年者の場合の署名欄記入例＞
親権者：航空 太郎
被保険者：航空 翼 の場合
「航空 翼 親権者 航空 太郎」
- ⑨ 他の保険契約等にご加入の場合は、「有」に○印をして裏面にその内容をご記入ください。

パンフレットならびに下記記入のポイントをご覧のうえ、ご記入ください。

(注意点)

1. 継続加入で契約内容を変更される方は、変更内容をご記入のうえ、同封の返信封筒にてご提出ください。
2. 加入申込票の健康状態告知欄の質問内容は、長期型所得補償保険ならびに短期型所得補償保険についてはパンフレットP19に、がん保険・医療保険についてはパンフレットP22に記載しております。
3. 加入口数については各タイプごとの上限までの範囲で設定してください。

【記入のポイント】

- ① 「変更」に○印をしてください。
- ② 申込日をご記入ください。
- ③ 住所・氏名・管理番号・所属会社名をご記入ください。
- ④ 氏名をフルネームでご署名ください。
- ⑤ 正会員本人（被保険者）の氏名、生年月日、年令、性別、職業・職種名（カナ）をご記入ください。
※職業名・職種名には具体的な職業・職務をご記入ください。（例）パイロット、ジムシヨク 等
- ⑥ タイプ名、口数をご記入ください。
- ⑦ 長期型所得補償保険、短期型所得補償保険、がん保険、医療保険に追加加入される場合は健康状態告知欄をご記入ください。
口数の増口、免責期間の短期化、タイプ変更（F、G、Hプランへの変更、精神障害セツプランへの変更など）、特定疾病等補償対象外の条件を変更 などをご希望される場合も、健康状態告知欄をご記入ください。
- ⑧ 告知ご署名欄に被保険者ご本人がフルネームで署名し、告知日を記入します。ただし、被保険者本人が15才未満の場合は親権者が告知し、未成年者の場合は親権者が署名します。
＜被保険者ご本人が未成年者の場合の署名欄記入例＞
親権者：航空 太郎
被保険者：航空 翼 の場合
「航空 翼 親権者 航空 太郎」
- ⑨ 他の保険契約等にご加入の場合は、「有」に○印をして裏面にその内容をご記入ください。

要領
健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領

増額、特定疾病等を補償対象外とする条件の削除など補償内容を変更に伴う方は、加入申込時長期障害所得補償保険の基本補償に今回新たに加入する方、および継続して加入する場合で保険金額が増える場合、「票・被保険者明細書の「親介護一時金」以外用健康状態告知書質問事項回答欄（以下「親介護一時金以外用告知書」といいます）下記の問題項目に対する回答および告知日をご記入のうえ、「署名」ください。

- 継続して加入する場合、補償内容を変更しない方は、親介護一時金以外告知内容欄へのご記入は不要です。
- 被保険者ご本人がご回答ください。

新華圖書

＜質問＞

●以下の①、②のいずれかに該当する項目はありますか。

①過去2年以内に「がん」(悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫瘍を含みます)にかかったことがある。または、現在、医師から「がん」の検査を受けるように指示されている。

②過去2年以内に医師から「糖尿病」「高血糖症」「耐糖能異常」と診断されたことがある。または、現在、医師からこれらの検査を受けるように指示されている。

<質問2>

最近の健康状態・既往症に関するご質問

●以下の①、②のいずれかに該当する項目
はありますか。

①最近3か月以内に、医師の診察・検査・治療（医師の指示による服薬を含みます）を受けたことがある。

②過去2年以内に、健康診断・人間ドックまたは医師による診察の結果、異常(要検査・要精密検査・要治療・要経過観察)を指摘されたことがある(検査や治療の結果、「異常なし」となった場合を除きます)。

※ただし、後遺症のないケガおよび右記「完治している場合は告知不要の病気・症状」に該当する病気・症状は告知不要です。

お引き受けできません。
ご了承ください。

親介護一時金以外用告知回答欄の質問1はいえに○印をいしてください。

(例)	質問1
	L53 はい① いいえ②

質問2の①、②のいずれかに該当する項目がある場合は、病気・症状により、右のいずれかのお取扱いとなります。

親介護一時金以外用告知回答欄の質問2はいいえに○印をしてください。

(例)	質問2
	L54 はい、いいえ ②

完治している場合は
告知不要の病気・症状

感冒(か
性胃腸炎
咽頭炎、
炎、急性
炎、結膜
鼻炎、じ
了、虫菌

病気・症状が「病気・症状一覧表」の
甲欄に該当する方

お引き受けできません。
ご了承ください。

病気・症状が「病気・症状一覧表」の
乙欄に該当する方

該定群(A〜群)の甲欄および乙欄に記載の病氣・症状すべてを特定疾病等・相補対象外としてお引受け致します。

質問 2 (例)	質問 2 L54
親介護一時金以外用費 知回答欄の質問2の「は いに○印のうえ、「疾病 コード」欄に該当する群 名コード(A1〜Y1)を「ご 記入ください。」	はい ① いいえ ②

「肺炎・症状一見表」に該当する病名がない方

その病気・症状のみを特定疾病等補償対象外としてお引き受けします。

親介護一時金以外用告(例)

質問2	はい
L54	いいえ(2)

知回答欄の質問2の「は
いに○印のうえ、疾病
コード欄にR0、疾病・症
状名欄に病名をカナで
ご記入ください。

45
読者コード
502 読者・題名
COWJOYSEN
(90の場合のみカタカナで記入)

110 キノウタイカジョウ

病気・症状名が判明するまではお引き受けできません。ご了承ください。

[illegible]

【記入例】

観光一時間		※健康状態告知書質問事項回答欄（注1）	
質問1	質問2	特定疾病等対象外欄	
L53 はい①	L54 はい①	L45 疾病コード 疾病の場合のみカタカナで記入	562 疾病・症状名 コウジヨウセン キノテイカシヨウ
いいえ②	いいえ②		

「疾病・症状名」欄に病名を記載する場合のご注意 - 「病気・症状一覧表」に該当する病名がないことをご確認ください。

「病気・症状一覧表」の甲欄、乙欄に該当する病気・症状の具体名を「疾病・症状名」欄に記入して加入した場合は、加入申込票・被保険者明細書の提出後であっても、保険期間の開始時から条件を訂正することまたはご加入の取消しをすることがあります。

厚生労働省指定の
難病の例
(平成29年3月現在)

バーキンソン病、関連
疾患、全身性エリテマ
トース、全身性強
皮症、皮膚筋炎／多
発性筋炎、血管性
筋炎、特発性血小
板減少性紫斑病、網膜
色素変性症、青龍萎
縮変性症（多発小
脳萎縮を除く）、サルコ
イドシス、ペーチエ
ット病、原発性胆汁性
肝硬変 など

「GLTD(Group Long Term Disability)」は団体長期障害所得補償保険の略称です。

あいおいニッセイ同和損保



団体長期障害所得補償保険サービスのご案内



就労支援トータルサービス

ご利用いただける方は、「GLTD」ご加入のお客さま(被保険者)となります。

ご利用にあたっては、ご契約の団体名、被保険者(補償の対象となる方)のお名前の他、サービスご利用番号が必要となります。
なお、フリーダイヤル、サービスご利用番号は、ご加入後に交付される加入者証または「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」に記載されています。

メンタルご相談

※ご相談内容について勤務先にお知らせすることはありません。

ご利用日・ご利用時間

メンタル相談サポート

24時間 365日

会社には相談しづらい“こころの悩み”に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。なお、ご希望により、臨床心理士等による電話相談もご利用いただけます(予約制:平日10~17時)。

(注)治療に関するご相談はお受けできません。

メンタルITサポート

24時間 365日

Webで提供する健康・介護チャンネル※でストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等が可能です。

※裏面をご参照ください。

メールによるご相談は精神科医等がお応えします。

(注1)治療に関するご相談はお受けできません。

(注2)メールでのご回答は、通常3~4営業日程度要しますが、ご相談内容によってはそれ以上の日数を要する場合があります。

健康・医療・介護ご相談

ご利用日・ご利用時間

健康・医療・介護のご相談

24時間 365日

健康や医療に関するご相談、介護に関するお悩みに、看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。

セルフ健康診断サポート

平日 10~17時

(土日祝日、12/29~1/5を除きます)
Webをご利用の場合:24時間365日

最寄りの人間ドック施設や自宅で簡単にできる在宅検診等をご紹介します。

電話またはWeb(健康・介護チャンネル※)でご利用いただけます。

※裏面をご参照ください。

(注)各種検診・サービスの費用は、ご利用いただく方の自己負担になります。

病院情報のご提供

24時間 365日

全国約16万件のデータベースより、いつでもどこでもお探しの全国各地の病院等の情報をご提供します。

(注)このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。

各種手続きご相談

ご利用日・ご利用時間

税務・フィナンシャルサポート

平日 10~17時

(土日祝日、12/29~1/5を除きます)

医療費控除など、日常生活の税務に関するさまざまなご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。

(注)一般的なご質問については、専門スタッフがお応えする場合があります。

公的給付申請サポート

平日 10~17時

(土日祝日、12/29~1/5を除きます)

障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。

福祉情報のご提供

平日 10~17時

(土日祝日、12/29~1/5を除きます)

お住まいの地域の福祉情報を介護福祉士等の専門スタッフが電話でご案内します。

＜ご注意＞ 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

提携サービス会社は、各種サービスのご利用にあたって取得した個人情報およびご相談等に必要な情報を当社に開示することがあります。
サービスの内容やご利用いただけない場合等の詳細につきましては、裏面記載の「就労支援トータルサービスご利用規約(抜粋)」でご確認ください。

健康・介護チャンネルでは、従業員さまとご家族様に役立つ、健康・医療・介護に関するさまざまな情報をご提供しています。また、従業員さま向けの「メンタルITサポート」、「セルフ健康診断サポート」がご利用いただけます。



URLおよびサービスご利用番号は、ご加入後に交付される加入者証または「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」でご確認いただけます。

「メンタルITサポート」ご利用方法

- ① ストレスのセルフチェック等
 - ・トップ画面中段にある「今すぐチェック！健康チェックコンテンツ」をご利用ください。
 - ② メンタル相談
 - ・トップ画面→「お困りの場合はこちら」→「メンタル相談／相談する」
- #### 「セルフ健康診断サポート」ご利用方法
- ・トップ画面→「健康施設検索」

就労支援トータルサービスご利用規約（抜粋）

第1条[規約の目的等]

- (1) この規約は、第2条[サービス提供対象契約]に定める当社の保険契約に対して日本国内で提供する「就労支援トータルサービス」(以下「サービス」といいます。)の事項を定めたものです。
- (2) 利用対象者(第3条[利用対象者]に定める利用対象者をいいます。)(は、この規約を承認のうえ、サービスの提供を受けることができます。
- (3) このサービスは、当社が委託する、株式会社ライフケアパートナーズ、ダイヤル・サービス株式会社、アイエムエフ株式会社、株式会社インテリクス総研(以下、提携サービス会社とします。)(が、この規約に従い提供します。
- (4) 「ストレスチェックサポート」の利用については別に定めるVeri Eye利用規約の諸条件も適用します。

第2条[サービス提供対象契約]

当社は、団体長期障害所得補償保険契約をサービス提供対象契約とします。ただし、共同保険非幹事契約は対象契約となりません。

第3条[利用対象者]

- (1) 利用対象者は、保険契約者または被保険者となります。
- (2) 「ストレスチェックサポート」の利用対象者は「GLTD(団体長期障害所得補償保険) 全員加入型」の保険契約者となります。

第4条[サービスご利用番号、URL、ID、パスワードの管理]

- (1) 利用対象者は、このサービスの利用のために付与されたサービスご利用番号、URL、ユーザーIDおよびパスワード(以下、利用番号等といいます。)(の管理・使用について責任を負うものとし、第三者に利用番号等を使用させてはなりません。
- (2) 当社は、利用番号等が第三者に使用されたことにより利用対象者が損害を被った場合、責任を負わないものとします。

第5条[サービスの内容]

この規約により提供するサービスの内容は次の①および②のとおりとします。ただし、任意加入型については①のサービスを提供しません。

① 人事労務担当者さま向けサービス

＜略＞※詳細は人事労務担当者さま向けにご案内します。

② 従業員さま向けサービス

a. メンタルご相談

提供サービス	内 容
メンタル相談サポート	“こころの悩み”に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※治療に関する相談はお受けできません。
メンタルITサポート	ホームページ上でのストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等を提供します。

b. 健康・医療・介護ご相談

提供サービス	内 容
健康・医療・介護のご相談	健康や医療に関する相談、介護に関する悩みに看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※緊急の場合や相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
セルフ健康診断サポート	人間ドック施設や自宅で簡単にできる在宅検診等を紹介いたします。 ※各種検診・サービスの費用は、サービス利用者の自己負担になります。
病院情報のご提供	全国約16万件のデータベースより、お探しの全国各地の病院等の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。

c. 各種手続きご相談

提供サービス	内 容
税務・フィナンシャルサポート	税務に関する相談に、税理士による電話相談を利用いただけます(予約制)。 ※一般的な質問については、専門スタッフが応える場合があります。

提供サービス	内 容
公的給付申請サポート	障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。
福祉情報のご提供	お住まいの地域の福祉情報を専門スタッフが電話で案内します。

第6条[サービス提供を行わない場合]

提携サービス会社は、次の①から⑨のいずれかに該当する場合(該当するおそれのある場合も含みます。)(は、サービスの提供を行いません。

- ① 公序良俗に反する行為
- ② 法令に違反する行為
- ③ 第三者(当社を含みます。)(に不利益を与える行為(誹謗・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為その他、迷惑行為を含みます。)(
- ④ 当社または提携サービス会社の運営を妨害する行為
- ⑤ 第三者になりすましてサービスを利用する行為
- ⑥ 営利を目的(商業目的)としてこのサービスを利用する行為
- ⑦ 提携サービス会社が、利用対象者の利用頻度が著しく高いまたは意図的な利用と判断した場合
- ⑧ 利用対象者が、サービス提供のために必要な情報を提供しない場合
- ⑨ 保険金請求にかかわる事故等の相談その他当社または提携サービス会社が不適切と判断した場合

第7条[サービス提供時の責任]

- (1) このサービスは、利用対象者自らの責任において利用するものとします。万一、このサービスの利用によって発生した損害については、当社は責任を負いません。
- (2) 利用対象者自身がサービス利用にあたり、虚偽の報告や利用番号等の漏えい、その他の不正な行為により第三者(当社を含みます。)(に対して損害を与えた場合は、自らの責任と費用により対応するものとします。

第8条[サービスの変更・中止・終了]

- (1) このサービスは、当社ホームページ等での告知または事前の通知により、変更・中止・終了することがあります。
- (2) 当社は、次の①から③のいずれかに該当する場合は、告知または事前に通知することなくサービスを変更・中止・終了することがあります。
 - ① 天災等により、サービスの提供ができないと当社が判断した場合
 - ② 当社の営業上、技術上の事情により、サービスの全部または一部を変更・中止・終了せざるを得なくなった場合
 - ③ 不測の事態により、当社または提携サービス会社がサービスの提供が困難と判断した場合
- (3) 利用対象者の保険契約が解約・解除・失効・終了したときは、それ以降はサービスの提供を行いません。

第9条[企業情報および個人情報の取扱い等]

- (1) 利用対象者は、保険証券・加入者証の記載事項およびサービス提供のために必要とされる情報が、提携サービス会社に登録されることに同意するものとします。
- (2) 提携サービス会社は、聞き間違い等により利用対象者または利用者に迷惑をおかけすること等を防止するため、通話内容を記録および録音することがあります。また、記録または録音内容を当社に開示することがあります。
- (3) 第7条における損害には情報漏えいを含み、当社および提携サービス会社は責任を負うものではありません。

附則 この規約は平成29年4月1日現在のものです。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP

本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
http://www.aioinissaydowa.co.jp/

団体総合生活補償保険サービスご利用規約

提供サービス	内容
専門性の高い疾患に対する治療について、面談できる専門医を紹介いたします。	
※医師の臨床・サービスマネジメント用居住地・相談内容にあった他の専門医・医療機関を紹介する場合があります。	
※専門医による診断・治療費・交通費・紹介状発行等の費用は、サービス利用者の自己負担となります。	
※緊急の場合や相談内容によっては紹介できない場合があります。	
※対応地域が限られます。	
「がん」電子綴治療のご相談	「がん」電子綴治療に専門スタッフ（看護師等）が電話で緊急の場合や相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
提供サービス	内容
③健康安心サポート（疾病情報特約、がん情報特約、がん検査一斉支払特約または割の介護）による体系情報特約（ヘルプデスク）	
提供サービス	内容
人間ドック施設のご紹介	※地域にある人間ドック施設を紹介いたします。 ※地域によっては紹介できない場合があります。 ※医師の能力によって検査精度に違いがある場合があります。 ※検査費用の差額に関しましては各検査の費用は、サービス利用者の自己負担となります。
P E T 施設施設のご紹介	小笠 がんを発見できる最新の診断装置PET (Positron Emission Tomography) 一層電子線放射断層撮影) で検査を行う施設を紹介いたします。 ※地域によっては紹介できない場合があります。 ※身体の状態によっては検査できない場合があります。 ※身体がんの医療機関における各検査の費用は、サービス利用者自己負担となります。
在宅検診のご紹介	※自宅で自宅で行う検診検査者を紹介いたします。 ※検査費用は、サービス利用者の自己負担となります。
b.健康・医療へ相談	内容
提供サービス	内容
健康・医療のご相談	健康や医療、病気に関する相談、薬に関する相談に専門スタッフが電話でアドバイスいたします。 ※緊急の場合や診断・治療に関するごなど、相談内容によってはアドバイスできない場合があります。 ※全国各地の病院等の情報を提供いたします。 ※このサービスの情報は情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。
病院情報のご提供	※全国各地の医療機関の情報を提供いたします。 ※このサービスの情報は情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。
夜間休日医療機関情報のご提供	※全国各地の夜間休日医療機関の情報を提供いたします。 ※このサービスの情報は情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。
c.介護安心サービス	内容
提供サービス	介護に関する悩みを専門スタッフが電話でアドバイスします。ご希望により面談できる社会福祉士等を紹介します。 ※社会福祉士等の紹介は対応地域が限られます。 ※社会福祉士等の相談は夜間休日3回まで無料となります。 ※交通費等の費用はサービス利用者の自己負担となります。 介護に関する相談書や介護施設の情報を提供します。 電話やWebで、認知機能障害の疑いの有無を簡易チェックします。 ※電話での利用は自動音声応答(IVR)となります。 ※Webでのサービスは週末によっては利用できない場合があります。
介護安心相談	
介護に関する業務・施設情報のご提供	
認知症TESTER (テストター)	
d.メンタルご相談	
提供サービス	内容
メンタルヘルスのご相談	“これらの悩みが、認知機能障害の疑いの有無を簡易チェックします。 ※電話での利用は自動音声応答(IVR)となります。 ※Webでのサービスは週末によっては利用できない場合があります。
e.暮らしのトラブル(法律・税務ご相談	内容
提供サービス	日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談をご利用いただけます。(予約制) ※一般的な質問については、専門のスタッフが応える場合があります。 ※保険金請求にかかわる書類等の相談は対象となりません。 ※別に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等の相談は対象となりません。
法律のご相談	
税務のご相談	

第1条[規約の目的等]

- (1)この規約は、第2条(サービス提供対象契約)に定める当社の保険契約に対して日本本社と提供する団体総合生活補償保険サービス(以下「サービス」といいます。)の事項を定めたものです。
- (2)利用対象(第3条「利用対象者」に定める利用対象者)は、この規約を承認の上、サービスの利用を受けることができます。
- (3)このサービスは、当方が委託する提携サービス会社が、この規約に従い提供します。

第2条[サービス提供対象契約]

当社は、団体総合生活補償保険契約をサービス提供対象契約とします。

ただし、サービス提供時にサービス利用対象者であることを提携サービス会社にて確認できない契約(連記名契約・特約セット契約、共同保険(非群型契約等))は提供対象契約となりません。

第3条[利用对象者]

利用対象者は、サービス提供対象契約の被保険者となります。ただし、親介護一時金支払特別セットの第5条「サービスの内容」③c.介護安心サービスの提供についてはサービス提供対象契約の被保険者および親介護一時金支払特別の特約被保険者となります。

第4条[利用番号の管理]

- (1) 利用対象者は、加入者証交付時に付与された利用番号の管理・使用について責任を負うものとし、第三者に利用番号を使用させてはなりません。
- (2) 当社は、利用番号が第三者に使用されたことにより利用対象者が損害を被った場合、責任を負わないものとします。

第5条[サービスの内容]

この規約により提供するサービス内容は、以下の①から③のとおりとします。ただし、提供するサービスは、セットされる特約により次のとおりとします。

セプトしたる特約	提供するサービス
傷害補償特約	① 生活安心サポート
疾病補償特約、がん補償特約、 契約満期一時金支払特約	② 医療がんセンターにシブサービス
契約満期一時金支払特約 または別の介護による休業補償特約	③ 煙草安心サポート

①生活安心サポート（傷害補償特約セット契約）

提供サービス	内 容
健康・医療のご相談	健康と医療に関する相談、薬に関する相談に専門スタッフが対応してあります。
健康・医療のご相談	※緊急の場合や健康・医療に関することなど、相談内容によっては対応が受けられない場合があります。
病状情報のご提供	※各このサービスの価格表の情報を提供します。 ※各このサービスの価格表のみ、提供の発行等は行いません。 ※各このサービスの価格表のみ、提供の発行等は行いません。
夜間休日医療機関情報のご提供	※各このサービスの価格表の情報を提供します。 ※このサービスの価格表のみ、提供の発行等は行いません。 ※各このサービスの価格表のみ、提供の発行等は行いません。
b. ホームヘルパーサポート	
提供サービス	内 容
ホームヘルパー業者のご紹介	ホームヘルパー業者を紹介します。 ※ホームヘルパーの費用等は、サービス利用者の自己負担となります。 ※地域や時期によっては紹介できない場合があります。

c. 難らしのトラブル(法律)・税務ご相談

担持サービス	内 容
法律のご相談	日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談を利用できます（予約制）。 ※一般的な疑問については、専門のスタッフがお答えする場合があります。 ※依頼希望からかかる事故等の相談は対象となりません。 ※他に弁護士に依頼している案件、訴訟などになっている案件等は相談の対象となりません。
税務のご相談	日常生活における税務のご相談に、税理士による電話相談を利用できます（予約制）。 ※一般的な疑問については、専門のスタッフがお答えする場合があります。

②医療カウンセリングサービス（疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約または親の介護による休業補償特約セット契約）

セカンドオピニオンの相談に、専門医が電話でアドバイスします。 ※このサービスは医師の診断を受けていることが利用条件となります。 ※緊迫の場合や相談内容によっては、第二アドバイスできない場合があります。	内容
提供サービス	セカンドオピニオンのご相談

第6条[サービス提供を行わない場合]

提携サービス会社は、次の①から⑨のいずれかに該当する場合(該当するおそれのある場合も含みます。)は、サービスの提供を行いません。

- ① 契約関係に反する行為
- ② 社会に害を及ぼす行為
- ③ 第三者(当社会を含みます)に利益を与える行為(例: 中国銀行、善悪信用を損なう行為の他、悪徳銀行を含みます)
- ④ 当社会は、提携サービス会社と管理意思を異なる行為
- ⑤ 第三者になりますしてサービスを利用する行為
- ⑥ 別業を目的(償還目的)としてのサービスを行う行為
- ⑦ 提携サービス会社が、利用が通常の利用程度を超えていた場合は趣意的な利用と判断して拒否
- ⑧ 利用対象者が、サービス提供のために必要と情報提供しない場合
- ⑨ 関係構築にかかわる事柄等の相談その他当社会または提携サービス会社と判断し難い場合

第7条[サービス提供時の責任]

- (1) このサービスは、利用対象者自らの責任において利用するものとします。万一、このサービスの利用によって発生した損害については、当社は責任を負いません。
- (2) 利用対象者自身が、第三者(当社を含みます。)に対して損害を与えた場合は、自らの責任と費用により対応するものとします。

第8条[サービスの変更・中止・終了]

- 1) このサービスは、当社ホームページ等での告知または事前の通知により、変更・中止・終了することがあります。
- 2) 当社は、次の(ア)～(イ)のいずれかに該当する場合には、告知または事前の通知をすることなくサービスの変更・中止・終了することがあります。
 - ① 天災・地震により、サービスの提供ができないと当社が判断した場合
 - ② 当社の営業上、サービスの提供により、サービスの提供または一部の変更・中止・終了を必要とする等となった場合
 - ③ 不測の事態により、当社または提携サービス会社がサービスの提供が困難と判断した場合
- 3) 利用目的の変更が解約、解除、失効、終了したときは、それ以後はサービスの提供を行いません。

第9条[個人情報情報の取扱い等]

- (1)利用対象者は、保証証券加入者証及び保証証券およびサービス提供のために必要となる情報を、提携サービス会社に毎週送付することと同意するものとします。
- (2)提携サービス会社は、聞き間違い等により利用対象者または利用者迷惑をおよぼすこと等を防止し、通話の内容を記録および削除することがあります。また、記録または録音内容を当該中に開示することがあります。

附則 この規約は平成29年10月1日現在のもです。

認知症TESTER(テストター)は、ダイヤル・サービス(株)が、近藤智善医師監修のもと和歌山県立医科大学附属病院認知症医療センターとの協力により完成したわが国で初の「非対面」型のチェックシステムです。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
http://www.aioinissaydowa.co.jp/

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定書の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。

※ご契約のしおり（普通保険約款・特約）は保険契約者にお渡しいたします。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容

<ご注意>

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 被保険者（補償の対象となる方）が身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に限り、てん補期間中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額を基に協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
- 被保険者は協定書に規定された方となります。
- 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
身体障害により、就業障害となった場合	てん補期間中の就業障害である期間1か月につき、次の額をお支払いします。 $\boxed{\text{支払基礎所得額}} \times \boxed{\text{所得喪失率}} \times \boxed{\text{約定給付率(100\%)}}$ ※ お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額を限度とします。 ※ 協定書に定めるてん補期間を限度とします。 ※ 支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 ※ てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 ※ 同一の身体障害により、免責期間を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*) - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*)を限度とします。 (*)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	(1) 新規加入日から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2) 次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害※1 ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害※2 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧ むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害※3 ⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア、法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩ 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害※4 ⑪ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害 ⑫ 発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害※5 など (3) 健康に関する告知の回答内容等により補償対象外とする病気等（保険証券等に記載されます。）による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*)中の次の分類番号に該当する精神障害(統合失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 (1) F 04～F 09 (2) F 20～F 51 (3) F 53～F 54 (4) F 59～F 63 (5) F 68～F 69 (6) F 84～F 89 (7) F 91～F 92 (8) F 95 (9) F 99 (*)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD - 10 (2003 年度版) 準拠」によります。 ※5 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。

<用語の説明>

【回復所得額】とは

免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。

【最高保険金支払月額】とは

1 被保険者について、1 か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。

【支払基礎所得額】とは

保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\boxed{\text{1口あたり保険金額}} \times \boxed{\text{加入口数}}$ によって算出した額となります。

【所得】とは

業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。

【所得喪失率】とは

次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\boxed{\text{割合}} = 1 - \frac{\boxed{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}}{\boxed{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}}$$

ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

【就業障害】とは

被保険者が身体障害を被り、その直後の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。
てん補期間開始後においては、身体障害により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます（ただし、免責期間中は、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない状態をいいます）。

なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

【身体障害】とは

傷害（「ケガ」といいます）および疾病（「病気」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。

【他の保険契約等】とは

この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【てん補期間】とは

引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。
「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。

【免責期間】とは

保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。
免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数（28日）を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1 免責期間とします。

【平均月間所得額】とは

被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間収入額} \times 1) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額} \times 2)}{12(\text{か月})}$$

※1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

※2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

【約定給付率】とは

保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】＜MS&AD型＞

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

ケガに関する補償

■傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容

- 被保険者（補償の対象となる方）が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。
※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
 - 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。
- (注)「就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約」がセットされた場合、職業または職務従事中（通勤途上を含みます）に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。
- (注)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
- (注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。 ※ 「特定感染症危険(後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金)補償特約」がセットされた場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からお支払いした特定感染症に関する後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波※2 ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%～100%) ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※ 「特定感染症危険(後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金)補償特約」がセットされた場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からお支払いした特定感染症に関する後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。	③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)をしている間(ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車を運転している間」を除きます) イ. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)を行うことを目的とする場所において、競技等(※2)に準ずる方法・態様により、乗用具(※1)を使用している間(ウ. に該当しない「道路上で競技等(※2)に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車を運転している間」を除きます) ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車を運転して競技等(※2)をしている間または競技等(※2)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を運転している間 ③ 被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等を含みます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 (※1) 乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。 (※2) 競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらの
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券に記載された傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。	
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン ・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 拔牙手術 ・ 歯科診療固有の診療行為 ② 先進医療(※1)に該当する診療行為(※2) (※1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術を含みます。また、先進医療ごとに定める	1 回の手術について次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとし、 ・ 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ・ 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番	

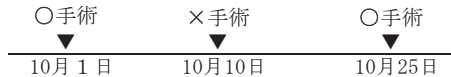
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、手術、医療機器および適応症は限定されます。 (※2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。	号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(欄外のお支払例をご参照ください)。	ための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。 ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 「天災補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院(往診を含みます)した場合 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。	$\boxed{\text{傷害通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院日数}}$ ※ 傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券に記載された傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	

支払対象期間：傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券に記載された期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

手術保険金支払対象期間：事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

〔手術保険金お支払例〕

超音波骨折治療法を3回受けた場合



- ・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。
- ・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。

■その他の傷害危険に関する特約の補償内容

被保険者が被ったケガ(※)などに対して保険金をお支払いします。

(※)傷害補償(MS&AD型)特約で保険金をお支払いするケガをいいます。

(注)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 ※特定感染症は欄外をご参照ください。	後遺障害保険金	特定感染症の発病により、発病の日からその日を含めて180日以内に傷害補償(MS&AD型)特約所定の後遺障害が発生した場合	$\boxed{\text{傷害死亡・後遺障害保険金額}} \times \boxed{\text{約款所定の保険金支払割合(4\%~100\%)}}$ ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※ 傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いた額が限度となります。	(1) 次のいずれかにより発病した特定感染症の発病に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者に対する刑の執行 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染 ⑧ 傷害補償(MS&AD型)特約により保険金をお支払いするケガ (2) 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(継続契約を含みません)に対しては、保険金をお支払いできません。 ※ テロ行為によって発生したものに關しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
	入院保険金	特定感染症の発病により、入院し、その入院が入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 発病の日からその日を含めて保険証券に記載された免責期間が満了するまでの期間をいいます。	$\boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院日数}}$ ※ 入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1回の特定感染症の発病につき、保険証券に記載された傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。	
	通院保険金	特定感染症の発病により、発病の日からその日を含めて保険証券に記載された通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院(往診を含みます)した場合 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。	$\boxed{\text{傷害通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院日数}}$ ※ 通院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1回の特定感染症の発病につき、保険証券に記載された傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。	

特定感染症：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定められている一類感染症から三類感染症までをいいます。

平成27年11月現在では、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)、腸チフス、パラチフスをいいます。

疾病に関する補償

■ 疾病補償特約の補償内容

1. 被保険者が疾病（病気といえます）を発病し、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術を受けた場合に保険金をお支払いします。

※ 入院には美容整形、病気の治療処置を伴わない検査等のための入院を含みません。

2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合															
疾病入院保険金	発病した病気の治療を目的として入院し、その入院が疾病入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 入院を開始した日からその日を含めて保険証券に記載された免責期間が満了するまでの期間をいいます。	疾病入院保険金日額 × 入院日数 ※ 疾病入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1入院につき、保険証券に記載された疾病入院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に医学上重要な関係により再入院した場合は、前の入院とあわせて1入院となり、疾病入院保険金の支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。	(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に発病した病気については保険金をお支払いできません。※1 (2) 次のいずれかにより発病した病気に対しては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用 (3) むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3に対しては保険金をお支払いできません。 (4) 次のいずれかによる病気に対しては保険金をお支払いできません。 ① 被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気 ② 被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じよく期の異常を含みません。 (5) 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、「特定疾病補償対象外特約」がセットされます。この場合、保険証券に記載された病気に対しては保険金をお支払いできません。															
疾病手術保険金	次のいずれかに該当する場合 ① 疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として手術を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン ・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 抜歯手術または歯・歯肉の処理に伴う手術その他歯科診療固有の診療行為 ・ 美容整形上の手術 ・ 病気を直接の原因としない不妊手術 ・ 診断、検査（生検、腹腔鏡検査等）のための手術 ・ 吸引および穿刺などの処置 ・ 神経ブロック ・ 抜釘術 ・ 屈折異常に対する手術 ② 先進医療(*1)に該当する診療行為(*2) (*1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術を行います。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (*2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。	1 回の手術について次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 疾病入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 疾病入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、病気の治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします。 ・ 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・ 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(*)。 (*) 体外衝撃波胆石破砕術の例 <table><tr><td>○手術</td><td>×手術</td><td>○手術</td></tr><tr><td>▼</td><td>▼</td><td>▼</td></tr><tr><td>10月1日</td><td>10月10日</td><td>10月25日</td></tr><tr><td colspan="3">・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。</td></tr><tr><td colspan="3">・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。</td></tr></table>	○手術	×手術	○手術	▼	▼	▼	10月1日	10月10日	10月25日	・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。			・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。			など ※1 被保険者が発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時以降に発病したものとして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した病気に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
○手術	×手術	○手術																
▼	▼	▼																
10月1日	10月10日	10月25日																
・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。																		
・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。																		
放射線治療保険金	次のいずれかに該当する場合 ① 疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けた場合 ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けた場合 ※ 放射線治療とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において放射線治療	1 回の放射線治療について次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 ※ 放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放																

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	料の対象となる診療行為。ただし、放射線の照射を行うものについては、その総量が50グレイ以上となる場合に限りま す。 ②先進医療(*)に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (*) 放射線治療を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りま すので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。	放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。	
疾病通院保険金	疾病入院保険金をお支払いする場合において、退院した日の翌日からその日を含めて疾病通院保険金の支払対象期間(180日)内に、その入院の原因となった病気の治療を目的として通院(往診を含みます)したとき	疾病通院保険金日額 × 通院日数 ※ 1 入院につき、通院日数は、通算して保険証券に記載された疾病通院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に医学上重要な関係により再入院した場合は、前の入院とあわせて1入院となります。	

支払対象期間：疾病入院保険金、疾病通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券に記載された期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

疾病手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

疾病放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

■その他の病気に関する特約の補償内容

1. 被保険者が病気を発病した場合に保険金をお支払いします。
2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
特定疾患補償特約	特定疾患保険金	疾病入院保険金支払われる場合で、その入院が次の①および②のすべてに該当したとき ①「特定疾患」を直接の原因とした入院である場合 ②「特定疾患」により交付された特定疾患医療受給者証の有効期間中の入院である場合 ※ 「特定疾患」とは、昭和47年10月厚生省「難病対策要綱」に基づき実施されている特定疾患治療研究事業の治療研究対象疾患をいいます（都道府県が独自に医療費助成を行っている疾患は対象となりません）。治療研究対象疾患の最新の内容は「難病情報センター」ホームページ等でご確認ください。	特定疾患保険金額の全額 ※ 1 特定疾患につき、1 回のお支払いに限りま す(継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険契約の始期日から通算して1 回のお支払いに限りま す)。	疾病補償特約で保険金をお支払いできない場合は、保険金をお支払いできません。

■ケガや病気に伴う費用に関する特約の補償内容

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者が身体障害（ケガまたは病気）を被り、その治療を目的として費用を負担することにより被った損害等に対して保険金をお支払いします。
 2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。
- (注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
先進医療費用保険金補償特約 補償重複	先進医療費用保険金	身体障害を被り、その身体障害の治療のため、被保険者が保険期間中に日本国内の病院等において「先進医療」を受け、その費用を負担したことによって損害を被った場合 ※ 「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所	先進医療費用の額 ＜先進医療費用＞ ①「先進医療」に要する費用 ②次の交通費 ・ 「先進医療」を受けるために必要とした病院等までの交通費 ・ 医師が必要と認めた病院等への転院のために必要とした交通費 ・ 退院のために必要とした病院等から住居までの交通費 ※ 保険期間を通じ、保険証券に記載された先進医療費用保険金額が限度と	(1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に被った身体障害※1 (2) 次のいずれかによる身体障害 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		において行われるものに限ります。対象となる「先進医療」の種類は特約保険期間中に変動することがありますので、詳しくは厚生労働省のホームページ等でご確認ください。 通常、各種保険金のご請求をいただく場合は、引受保険会社から保険金をお支払いするまで一時的にお客さまご自身で費用等の立替えが必要ですが、先進医療にかかる費用（技術料）は高額になるケースもあるため、お客さまに代わり、費用（技術料）を直接病院にお支払いすることができます。 ＜先進医療費用の病院直接支払をご利用にあたりご注意ください点＞ ○以下の条件を満たすことが必要となります。 ・保険金支払対象であり、先進医療の費用（技術料）が10万円以上かつ先進医療費用保険金支払限度額の範囲内であること ・先進医療を受ける前に引受保険会社にお申し出があり、かつ確認のための引受保険会社所定の書面のご提出があること（ご提出いただいた書面に基づき、事前に病院に内容確認をさせていただきます） （注）ただし、病院が直接支払の実施に同意いただけない場合や保険金お支払いのための内容確認で相当の時間を要する等治療の妨げになるおそれのある場合等は、病院直接支払をご利用いただけない場合がありますのであらかじめご了承ください。	なります。 ※ 第三者からの損害賠償金や他の保険契約等以外で損害をてん補するその他の給付がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（※）の合計額が、損害の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（※） ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（※）を限度とします。 （※）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	射能汚染 ⑥むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ⑦治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用 (3) 次のいずれかのケガ ①被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガ ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ③被保険者が次のいずれかに該当する間の事故によるケガ ア. 乗用具（※1）を用いて競技等（※2）をしている間（ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車をを用いて道路上で競技等（※2）をしている間」を除きます） イ. 乗用具（※1）を用いて競技等（※2）を行うことを目的とする場所において、競技等（※2）に準ずる方法・態様により、乗用具（※1）を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等（※2）に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車をを使用している間」を除きます） ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車をを用いて競技等（※2）をしている間または競技等（※2）に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車をを使用している間 ④被保険者が山岳登はん（ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故によるケガ （※1）乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。 （※2）競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。 (4) 次のいずれかによる病気に対しては保険金をお支払いできません。 ①被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気 ②被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じょく期の異常を含みません。 (5) 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、「特定疾病補償対象外特約」がセットされます。この場合、保険証券に記載された病気に対しては保険金をお支払いできません。 など ※1 被保険者が身体障害を被った時が、その身体障害の治療のために先進医療を受けた日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その身体障害は、保険期間の開始時以降に発病したものとして保険金

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した身体障害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

がんに関する補償

■がん補償特約の補償内容

- 被保険者ががんと診断確定され、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術などを受けた場合などに保険金をお支払いします。
 ※ がんとは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中「悪性新生物」および「上皮内新生物」に分類されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。
 - 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。
- (注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
がん入院保険金	がんと診断確定され、そのがんの治療を目的として保険期間中に入院を開始し、その入院ががん入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 入院を開始した日からその日を含めて保険証券に記載された免責期間が満了するまでの期間をいいます。	がん入院保険金日額 × 入院日数 ※ がん入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めてがん入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とします。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に入院の原因となったがんと医学上重要な関係により再入院した場合は、前の入院とあわせて1入院となり、がん入院保険金支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。	(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に診断確定されたがんについては、保険金をお支払いできません。 (2) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にがんと診断確定された場合については、保険金をお支払いできません。 など
がん手術保険金	がんと診断確定され、次のいずれかに該当する場合 ① がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者ががん手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、そのがんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、がんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けた場合	1回の手術について次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 がん入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 がん入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、がんの治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 - 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。	
がん放射線治療保険金	がんと診断確定され、次のいずれかに該当する場合 ① がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者ががん放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、そのがんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、がんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けた場合	1回の放射線治療について次の額をお支払いします。 がん入院保険金日額 × 10 ※ 放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 - 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 - 保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。	

支払対象期間：がん入院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券に記載された期間をいい、この期間内の入院についてのみ保険金をお支払いします。
 がん手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

がん放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

■その他のがんに関する特約の補償内容

1. 被保険者ががんと診断確定された場合に保険金をお支払いします。

2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
がん診断 保険金 補償特約	悪性 新生物 診断 保険金	次のいずれかに該当した場合で、そのがんが、約款所定の「悪性新生物」であったとき ①初めてがんと診断確定された場合 ②原発がんを治療したことにより、がんが認められない状態になり、その後初めてがんが再発したと診断確定された場合 ③原発がんが他の臓器に転移したと診断確定された場合。ただし、転移する以前にその臓器に既にがんが発生していた場合を含みません。 ④原発がんとは別に、新たながんが発生したと診断確定された場合 ※ 原発がんとは、既に診断確定されたがんをいいます。	がん診断保険金額の全額 ※ 保険期間を通じ、1回のお支払いに 限ります。	(1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にがんと診断確定された場合については保険金をお支払いできません。 (2) がんと診断確定された日からその日を含めて2年以内に「悪性新生物」または「上皮内新生物」によるがん診断保険金のお支払い対象に該当した場合については保険金をお支払いできません。ただし、2年経過日の翌日以後に入院を開始または治療を継続されている場合には保険金をお支払いします。 など
	上皮内 新生物 診断 保険金	次のいずれかに該当した場合で、そのがんが、約款所定の「上皮内新生物」であったとき ①初めてがんと診断確定された場合 ②原発がんを治療したことにより、がんが認められない状態になり、その後初めてがんが再発したと診断確定された場合 ③原発がんが他の臓器に転移したと診断確定された場合。ただし、転移する以前にその臓器に既にがんが発生していた場合を含みません。 ④原発がんとは別に、新たながんが発生したと診断確定された場合 ※ 原発がんとは、既に診断確定されたがんをいいます。	がん診断保険金額 × 20% ※ 保険期間を通じ、1回のお支払いに 限ります。	
がん退院 時一時金 補償特約	がん退院 時一時金	がんと診断確定され、そのがんの治療を目的として20日以上継続して入院した後、生存して退院した場合	がん退院時一時金額の全額 ※ 1入院につき、1回のお支払いに 限ります。 ※ 保険金お支払いの対象となる入院が終了した日からその日を含めて180日以内に入院の原因となったがんと医学上重要な関係により再入院した場合は、前の入院とあわせて1入院となります。	がん補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ

所得の補償

■補償内容

補償重複

マークがある特約をセットされる場合のご注意

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者が、身体障害を被り、その直接の結果として就業不能になった場合に、被保険者が被った損失に対して保険金をお支払いします。

2. 被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方となります。
- (注) 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償 特約 補償重複	所得補償 保険金	身体障害により、就業不能となった場合	保険金額 × 就業不能期間の月数(*)	(1) 保険期間開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合については、保険金をお支払

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			$+ \text{保険金額} \times \frac{\text{就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数}}{30}$ (*) 1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。 ※ 保険証券に記載されたてん補期間が限度となります。 ※ 平均月間所得額が保険金額より小さい場合は、上記算式の「保険金額」を「平均月間所得額」に読み替えて適用します。 ※ 医学上重要な関係のある身体障害により、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業不能になった場合は、前の就業不能と同一の就業不能として取り扱いします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、平均月間所得額を超えるときは、下記の額を就業不能期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業不能期間1か月あたりの支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業不能期間1か月あたりの支払責任額(*)を限度とします。 (*) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	いできません。 (2) 次のいずれかによる就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失による身体障害 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による身体障害 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用による身体障害 ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産による身体障害 ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動による身体障害※1 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故による身体障害 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染による身体障害 ⑧ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガ ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ．道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ など (3) 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業不能または被保険者の妊娠もしくは出産を原因として発生した就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。 (4) 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、「特定疾病補償対象外特約」がセットされます。この場合、保険証券に記載されたケガまたは病気による就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。 ※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

<用語の解説>

【身体障害】とは

急激かつ偶然な外来の事故によるケガと病気（ケガ以外の身体の障害をいいます）をあわせて身体障害といいます。

【就業不能】とは

被保険者が身体障害を被り、次のいずれかの事由により保険証券に記載された職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後または身体障害が治癒した後は、就業不能とはいいません。

(1) その身体障害の治療のため、入院していること。

(2) 上記(1)以外で、その身体障害につき、医師の治療を受けていること。

※ 「航空機乗組員特約(所得補償特約用)」がセットされた場合、身体障害を被り、航空機に乗り込んで運行を行う航空業務に全く従事できないこと（身体障害が治癒した後であっても、航空法に定める身体検査その他航空業務に従事するために必要な身体検査に合格するまでの間を含みます）をいいます。

【てん補期間】とは

免責期間終了日の翌日からその日を含めて保険証券に記載された期間をいいます。

【免責期間】とは

就業不能が開始した日からその日を含めて、継続して就業不能である保険証券に記載された日数をいい、この期間に対しては保険金をお支払いできません。

【就業不能期間】とは

てん補期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。

【平均月間所得額】とは

被保険者が就業不能となる直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます(*)。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または

介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間収入額}(*2)) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}(*3))}{12(\text{か月})}$$

(※1)被保険者が事業所得者の場合は、被保険者ご本人が働けなくなったことにより減少する売上高・経費等に応じて決定します。

(※2)給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入額で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれらも含みません。

(※3)被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

■所得補償特約の補償条件を拡大する特約のうち主なものは下表のとおりです。

特約名	概要
骨髄採取手術に伴う入院補償特約 (所得補償特約用)(注)	骨髄採取手術を直接の目的として入院していることにより、保険証券に記載された業務に全く従事できない場合についても所得補償保険金をお支払いする特約です。 ※ 初年度契約については1年の待機期間があります。

(注) 所得補償特約をセットされるご契約に自動セットされます。

その他の費用の補償

■その他の費用等に関する特約の補償内容 <相手に対する補償に関するもの>

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 被保険者が偶発的な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

特約	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者	親族※2
個人賠償責任危険補償特約(賠償事故解決用)		○	○	○

(注) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者として扱います。

※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。

※2 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※3」または「別居の未婚※4の子」をいいます。

※3 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※4 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額		保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任危険補償特約 (賠償事故解決用) 補償重複	個人賠償責任危険保険金	被保険者が、次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ①被保険者ご本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶発的な事故 ②日常生活に起因する偶発的な事故 ※ 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+ 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 免責金額(*) (0円)	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ② 被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③ 被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任 ④ 被保険者の使用人が被保険者の業務等に從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。 ⑤ 被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ⑥ レンタル用品やゴルフ場のゴルフ・カートなど他人から借りたり預かった財物自体の損害に起因する損害賠償責任 ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧ 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑨ ゴルフ・カート以外の自動車、モ

(*) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

※ 1 事故につき、個人賠償責任危険保険金額が限度となります。

※ 上記計算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。ただし、上記計算式により計算した額が個人賠償責任危険保険金額を超える場合、示談交渉費用の一部および争訟費用は、上記計算式により計算した額に対する個人賠償責任危険保険金額の割合を乗じた額をお支払いします。

※ 日本国内において発生した事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が個人賠償責任危険保険金額を明らかに超える場合、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			んだ場合または損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、引受保険会社による示談交渉はできません。 ※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 (*1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	ーターボート、猟銃等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体長期障害所得補償保険)

平成 29 年 10 月

■ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券および協定書（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。また、協定書は引受保険会社と保険契約者との間で取り交わしています。

■申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

この書面における主な用語について説明します。

危険	身体障害の発生の可能性をいいます。
協定書	保険契約締結の際、引受保険会社と保険契約者の間で協議のうえ保険契約の内容を定める書類をいいます。
最高保険金支払月額	1 被保険者について、1 か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された所得の額をいいます。
就業障害	身体障害を被り、就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。なお、死亡した後は就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
身体障害	傷害（「ケガ」といいます）または疾病（「病気」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
てん補期間	引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。
免責期間	保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前 12 か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。
約定給付率	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体長期障害所得補償保険は、身体障害による就業障害時の損失を補償する保険です。

※基本となる補償部分を解約し、補償が終了した場合等は、その契約にセットされた特約の補償も終了します。

(2) 被保険者の範囲

- ・基本となる補償部分の被保険者は、会社員の方など、働いて収入（所得）を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満 20 才から満 67 才までの方となります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

2 基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等

(1) 保険金をお支払いする場合

主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
基本となる補償の保険金	身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に、てん補期間中の就業障害である期間 1 か月について、支払基礎所得額を基に協定書に記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。ただし、てん補期間中の就業障害である期間 1 か月について、被保険者 1 名につき最高保険金支払月額を限度とします。 ※てん補期間中における就業障害である期間が 1 か月に満たない場合または 1 か月未満の日数がある場合、その日数については 1 か月を 30 日とした日割計算により保険金の額を決定します。

※保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
基本となる補償の保険金	①保険期間開始時（注 1）より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合（注 2）は保険金をお支払いできません。ただし、協定書に別の定めがある場合を除きます。 ②次のいずれかによって被った身体障害による就業障害に対しては保険金をお支払いできません。 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注 3） ・自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中のケガ ・発熱等の他覚的症候のない感染 ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ③健康状態告知の回答内容等により補償対象外とする病気等（保険証券に記載されます）による就業障害は保険金をお支払いできません。

（注 1）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間開始時となります。

（注 2）この取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約した場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であってもそれが保険期間開始時（注 1）より前に被ったものである場合」にも適用されますのでご注意ください。

（注 3）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証

（2018 年 12 月承認）A18-103678

明することができないものをいいます。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細については、パンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

(4) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(5) 支払基礎所得額および保険金額の設定

支払基礎所得額および保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、お客さまの支払基礎所得額および保険金額については、加入申込票をご確認ください。

・支払基礎所得額は次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

定額型の場合	所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。 ・健康保険、共済保険の加入者（給料所得者など）：50%（注）
--------	---

（注）公的医療保険制度において傷病手当金の支給対象となる被保険者（給与所得者）については、免責期間が1年6か月以上の場合は、70%とします。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、支払基礎所得額、保険金額、年齢、性別、免責期間、てん補期間等によって決まります。お客さまの保険料については、加入申込票をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

保険商品・契約内容に関するお問合わせ、保険会社等の連絡・相談・苦情窓口や事故時の連絡先については、「注意喚起情報のご説明」の「[保険商品・契約内容に関するお問合わせについて](#)」、「[保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について](#)」および「[指定紛争解決機関について](#)」をご確認ください。

重要事項のご説明	注意喚起情報のご説明(団体長期障害所得補償保険)	平成29年10月
■ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。		
■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券または協定書（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。		
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。また、協定書は引受保険会社と保険契約者との間で取り交わしています。		
■申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。		
この書面における主な用語は「契約概要のご説明」に記載していますのでご確認ください。		

1 告知義務（ご加入時にお申し出いただく事項）

(1) 申込人または被保険者になる方には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めた項目（加入申込票上の「※」印の項目（告知事項））について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。

(2) 故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります（次の③に該当した場合は、ご契約を解除することがあります）ので、今一度、告知内容をご確認ください。

告知事項	①被保険者の生年月日、年齢、性別 ②被保険者の健康状態告知（注1）（注2）（注3） ③同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等（注4）の有無
------	---

（注1）健康状態告知は、質問事項をよくお読みになったうえ、回答を「回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者ご自身が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、契約をお引受けできない場合や、特別な条件付きでお引受けする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（注2）継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。

（注3）保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（※）から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時（※）から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時（※）から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

（※）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

（注4）所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等について）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

3 複数のご契約があるお客さまへ

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

(2018年12月承認) A18-103678

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な補償は、別紙「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

4 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなお契約

- (1) 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利事項
多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- (2) 新たな契約（団体長期障害所得補償保険）の申込みをする場合のご注意事項
 - ① 被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受けできない場合があります。
 - ② 新たな契約の保険期間の開始日より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ③ 新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料（注）を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。
そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
（注）保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なることがあります。

5 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

ご加入後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① ご契約時に支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を保険契約締結直前12か月における被保険者の所得の平均月間額より高く設定していたことが判明した場合② ご契約後に被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合 |
|---|

6 補償の開始・終了時期

- (1) 補償の開始：始期日の午後4時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まります。
- (2) 補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

7 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2 基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等**（2）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

- (1) 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間等に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- (2) 始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

9 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方の場合、保険契約者との間に別段の合意があるときを除き（注）、被保険者は保険契約者に対しこの保険契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、その保険契約を解約しなければなりません。

※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

10 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

11 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

<その他ご注意いただきたいこと>

■ ご契約内容および事故報告内容の確認について

事故について保険金のお支払いが迅速かつ確実に行われるよう同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況等について、損害保険会社等の間で確認をさせていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

■ 無効・取消し・失効について

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合、この保険契約は無効となり、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。

(3) 次のいずれかの場合は、この保険契約は失効となります。この場合、普通保険約款・特約に定める規定により保険料を返還または請求します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

- ①被保険者が死亡した場合
- ②身体障害以外の原因で業務に従事できなくなった場合

■重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等を発生させた場合
- (2) 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (3) 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

■税法上の取扱い（平成 30 年 11 月現在）

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご契約内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■請求権等の代位について

保険金について、損失が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、引受保険会社はその損失に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- (1) 引受保険会社が損失の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
- (2) 上記（1）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損失の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して保険金をお支払いします。

■ 事故が発生した場合

1 事故の発生

- (1) 事故が発生した場合には、30 日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- (3) 補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損失に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

＜引受保険会社がお支払いする保険金の額＞（注 1）

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間 1 か月あたりの支払責任額（注 2）をお支払いします。
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。ただし、この保険契約の就業障害である期間 1 か月あたりの支払責任額（注 2）を限度とします。

（注1）お支払いする保険金の額や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

（注2）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金受取人は、＜別表「保険金請求書類」＞のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて＜別表「保険金請求書類」＞以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金受取人より保険金請求書類の提出受領後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

- 保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方が保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の 3 親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3 年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

＜別表「保険金請求書類」＞

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）			
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、（4）に掲げる書類も必要な場合があります。			
(3)	保険金の請求権をもつことの確認書類			
	書類の例	・ 印鑑証明書、資格証明書	・ 戸籍謄本	・ 委任状
			・ 未成年者用念書	など
(4)	所得に関する保険金を請求する場合に必要な書類			
	①	保険事故の発生を示す書類		
		書類の例	・ 公的機関が発行する証明書（事故証明書など）	など
	②	保険金支払額の算出に必要な書類		
		書類の例	・ 引受保険会社の定める診断書	・ 所得確認書類（源泉徴収票、確定申告書、決算書など）
				など
	③	その他の書類		
		書類の例	・ 調査同意書（事故またはケガ・病気などの調査を行うために必要な同意書）	など

（2018 年 12 月承認） A18-103678

＜ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)＞

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いします。

1. 被保険者に関する「生年月日」「年齢」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2. 「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。

①補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）

②支払基礎所得額・最高保険金支払月額・約定給付率・保険金額

③被保険者の範囲（ご本人のみの補償）

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。

4. 支払基礎所得額が平均所得額の範囲内で設定されていることをご確認ください。

※支払基礎所得額の設定については「契約概要のご説明」②基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等（５）支払基礎所得額および保険金額の設定をご確認ください。

5. 補償の重複する可能性のある他のご契約の有無をご確認いただき、ご契約の要否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

保険商品・契約内容に関するお問い合わせについて

【取扱代理店】	株式会社 J A L U X 保険サービス
【電話番号】	0 1 2 0 - 2 5 - 8 4 0 0 ※おかけ間違いにご注意ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

お問い合わせ、ご相談・苦情がある場合は

0120-101-060（無料）

【受付時間】 平日 9:00～17:00

（土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます）

※ご加入の団体名（公益社団法人日本航空機操縦士協会）をお知らせください。

「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。

※一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター

0120-985-024（無料）

※受付時間[24 時間 365 日]

※IP電話からは **0276-90-8852**（有料）におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。

また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

【ナビダイヤル】 **0570-022-808**

（全国共通・通話料有料）

※受付時間[平日 9:15～17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます）]

※携帯電話からも利用できます。

※IP電話からは **03-4332-5241** におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>

＜引受保険会社＞

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

平成 29 年 10 月

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- （注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 商品の仕組み

（1）商品の仕組み

団体総合生活補償保険は、普通保険約款と具体的な補償内容を規定した傷害（以下「ケガ」といいます）、疾病（以下「病気」といいます）、がん等の各基本特約との組み合わせにより、保険期間中に被保険者がケガを被った場合や、病気やがんにより入院したり手術を受けた場合等に保険金をお支払いする保険です。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

基本となる補償		
補償の種類	補償の概要	基本となる補償の特約
ケガの補償	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。	傷害補償(MS&AD型) 特約
病気の補償	被保険者が病気になり、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術などを受けた場合に保険金をお支払いします。	疾病補償特約
がんの補償	被保険者ががんと診断確定され、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術などを受けた場合に保険金をお支払いします。	がん補償特約

※基本となる補償部分を解約し、補償が終了した場合等は、その契約にセットされた特約の補償も終了します。

（2）被保険者の範囲

- ①被保険者の範囲は、ご本人となります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

型	被保険者の範囲		
	本人	配偶者	同居の親族（注1）・別居の未婚の子（注2）
本人型	○	—	—

（注1）6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

（注2）これまでに婚姻歴がないことをいいます。

- ②次の特約の被保険者は上記①で選択した被保険者の範囲に関わらず以下のとおりです。

特約	被保険者の範囲		
	本人	配偶者	本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子
個人賠償責任危険補償特約（賠償事故解決用）	○（注）	○（注）	○（注）
所得補償特約	○	—	—

（注）被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者としします。

※上記以外にも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

2 基本となる補償、保険金額の設定等

（1）保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

（2）保険金をお支払いできない主な場合

主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	①次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 - 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
	②次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注1） ・細菌性食中毒、ウイルス性食中毒
	③次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ・被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ・被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具（＊1）を用いて競技等（＊2）をしている間（ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車をを用いて道路上で競技等（＊2）をしている間」を除きます） イ. 乗用具（＊1）を用いて競技等（＊2）を行うことを目的とする場所において、競技等（＊2）に準ずる方法・態様により、乗用具（＊1）を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等（＊2）に

(2018 年 12 月承認) A18-103678

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
	準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車を使用している間」を除きます） う、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車を用いて競技等（＊２）をしている間または競技等（＊２）に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間 ・被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など （＊１）乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。 （＊２）競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。
病気の補償	①保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に発病した病気（注２）（注３）については保険金をお支払いできません。 ②次のいずれかにより発病した病気に対しては保険金をお支払いできません。 ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注１） ・治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用 など ③次のいずれかによる病気に対しては保険金をお支払いできません。 ・被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気 ・被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じょく期の異常を含みません。 など
がんの補償	①保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に診断確定されたがんについては、保険金をお支払いできません。（注３） ②保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にがんと診断確定された場合については、保険金をお支払いできません。 など

（注１）被保険者が自覚症状を訴えている場合であってもレントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

（注２）被保険者が発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡りして365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時以降に発病したものとして保険金お支払いの対象となります。

（注３）前記の取扱いとは、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない病気等であってもそれが保険期間の開始時（継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります）より前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時からその日を含めて365日を経過した後に病気により入院を開始された等の場合には、保険金をお支払いすることがあります。

（３）セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細については、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

（４）保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（５）保険金額の設定

保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、お客さまの保険金額については、加入申込票をご確認ください。

- ①保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。
- ②所得補償特約をセットする場合のその特約の保険金額は、被保険者の加入する公的医療保険制度（注１）による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、次のとおり設定してください。

所得補償特約	平均所得額（注２）の範囲内で、適正な額となるよう設定してください。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額（注３）を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
--------	--

（注１）公的医療保険制度とは、健康保険法等法律に基づく医療保険制度をいいます。

（注２）平均所得額とは、お申込み直前12か月における被保険者の所得（＊）の平均月間額をいいます。

（注３）平均月間所得額とは、被保険者が就業不能となる直前12か月における被保険者の所得（＊）の平均月間額をいいます。

（＊）所得とは、給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額をいいます。

※休業等により支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。また、休業等の発生にかかわらず得られる収入は含みません。なお、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（１）保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、年齢および保険期間等により決まります。お客さまの保険料については、加入申込票をご確認ください。

（２）保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

保険商品・契約内容に関するお問合わせ、保険会社等の連絡・相談・苦情窓口や事故時の連絡先については、「注意喚起情報のご説明」の **保険商品・契約内容に関するお問合わせについて**、**保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について** および **指定紛争解決機関について** をご確認ください。

（2018年12月承認）A18-103678

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- （注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 告知義務（ご加入時にお申し出いただく事項）

- （１）申込人または被保険者になる方には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めた項目（加入申込票上の「※」印の項目（告知事項））について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。
- （２）故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります（注）ので、今一度、告知内容をご確認ください。
- （注）次において③に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項	①被保険者の生年月日、年令（注１）、職業・職務（注２）
	②健康状態告知（注１）（注３）（注４）（注５）（注６）
	③同じ被保険者について身体のケガまたは病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等（注７）の有無

（注１）病気の補償・がんの補償・所得補償特約のいずれかをセットした場合に告知事項となります。

（注２）所得補償特約をセットした場合に告知事項となります。また、職種級別は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。 ※下表に記載のないご職業は、取扱代理店までお問合わせください。

所得補償特約 職種級別表 (抜粋)	基本級別	職業例
	１級	会社役員・管理職（作業危険のない方）、一般事務員、医師、飲食店主、卸・小売店主・従業員（危険物を取り扱わない方） など
	２級	研究者・技術者（危険物を取り扱わない方）、電気機械器具組立工（手工）、計器類修理工、理容師、料理人、計器組立工 など
	３級	陶磁器成形工、化粧品製造工、板金工、製鋼工、鋳物工、金属工作機械工、建設作業者、建設機械運転者 など

（注３）健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、契約をお引受けできない場合や、特別な条件付きでお引受けする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（注４）継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。

（注５）「健康状態告知についてののご案内」にも注意事項を記載していますので、あわせてご確認ください。

（注６）健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（＊）から１年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時（＊）から１年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時（＊）から１年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

（＊）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

（注７）タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等について）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

3 複数のご契約があるお客さまへ

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※１複数あるご契約のうち、これらの補償が１つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

※２補償が重複する可能性のある主な特約は、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

4 傷害死亡保険金受取人

被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。

5 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

- （１）現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項
- 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- （２）新たな契約（団体総合生活補償保険）の申込みをする場合のご注意事項
- ①被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受けできない場合があります。
- ②次の病気等に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。

病気の補償	新たな契約の保険期間の開始時より前に発病していた病気
がんの補償	新たな契約の保険期間の開始時より前に診断確定されたがん
所得補償特約	新たな契約の保険期間の開始時より前に被った病気またはケガ

③新たな契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料（注）を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

（注）保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

6 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

- （１）申込人または被保険者には以下に記載する通知事項が発生した場合、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡する義務（通知義務）があります。申込人または被保険者の故意や重大な過失により、以下の通知事項について遅滞なく連絡していただけなかった場合、

（2018 年 12 月承認）A18-103678

保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

通知事項 (所得補償特約をセットした場合) 被保険者本人の職業・職務を変更した場合

(2) ご加入後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

①特約の追加など、契約条件を変更する場合

②(所得補償特約をセットした契約のみ) ご加入時に保険金額を平均所得額より高く設定していたことが判明した場合またはご加入後に所得の平均所得額が著しく減少した場合

7 補償の開始・終了時期

(1) 補償の開始：始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まります。

(2) 補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

8 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」2基本となる補償、保険金額の設定等 (2) 保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

9 保険料の払込猶予期間等の取扱い

分割払でご契約の場合、引受保険会社が傷害死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求することがあります。

10 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

(1) 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

(2) 始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

11 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次の①から⑥のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対し保険契約を解約することを求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

②以下に該当する行為のいずれかがあった場合

・保険契約者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガを発生させ、または発生させようとした場合

・保険金を受け取るべき方が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事象を発生させた場合

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

12 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は次のとおりとなります。

補償内容	ケガの補償		病気の補償・がんの補償	
	保険金支払い	解約返れい金	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80% (注)	80%	90%	90%

(注) 破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した保険事故による保険金は100%補償されます。

※上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問合わせください。

13 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

＜その他ご注意いただきたいこと＞

■危険を有する職業に変更した場合のご注意

被保険者の方がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に変更した場合は、これらの職業に従事中のケガについては保険金をお支払いできません。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

- (1) 以下の場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
 - ・保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- (3) 以下の場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
 - ・被保険者が死亡（注）したとき

（注）傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

■重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させた場合
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (3) 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- (4) 複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合 など

■税法上の取扱い（平成 30 年 11 月現在）

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご契約内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損失・損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合に、引受保険会社がその損失・損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- (1) 引受保険会社が損失・損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
- (2) 上記（1）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損失・損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して所得補償保険金をお支払いします。

※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

■事故が発生した場合

1 事故の発生

- (1) 事故が発生した場合には、30 日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- (3) 賠償責任・法律相談費用・弁護士費用等を補償する特約をご契約の場合、賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生した個人賠償責任危険補償特約（賠償事故解決用）の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けします。また、日本国内において発生した個人賠償責任危険補償特約（賠償事故解決用）の対象となる賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞

- ・1 回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任危険補償特約（賠償事故解決用）で定める保険金額を明らかに超える場合
- ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- (4) 被保険者が実際に被った損害などを補償する特約については、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

＜引受保険会社がお支払いする保険金の額＞（注1）

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額（注2）をお支払いします。
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額（注2）を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。

（注1）お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。

（注2）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金受取人は、＜別表「保険金請求書類」＞のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて＜別表「保険金請求書類」＞以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金受取人より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30 日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、こ

の制度は利用できません）。

●保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合

●引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の３親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

【5】 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（３年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(8)に掲げる書類も必要な場合があります。		
(3)	被保険者であることを確認する書類		
	書類の例	・家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本）	など
(4)	保険金の請求権をもつことの確認書類		
	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書 ・戸籍謄本 ・委任状 ・未成年者用念書 【質権が設定されている場合】・質権者への支払確認書 ・保険金直接支払指図書 ・債務額現在高通知書	など
(5)	ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類		
	① 保険事故の発生を示す書類		
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など） ・死亡診断書または死体検案書	など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類		
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書 ・領収書 ・後遺障害診断書 ・レントゲン等の検査資料	など
	③ その他の書類		
	書類の例	・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書）	など
(6)	疾病に関する保険金を請求する場合に必要な書類		
	① 保険金支払額の算出に必要な書類		
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書または領収書 ・先進医療費用の支出を証する書類	など
	② その他の書類		
	書類の例	・調査同意書（引受保険会社が疾病の状況や程度などの調査を行うために必要な同意書）	など
(7)	所得に関する保険金を請求する場合に必要な書類		
	① 保険事故の発生を示す書類		
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など）	など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類		
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書 ・所得確認書類（源泉徴収票、確定申告書、決算書など）	など
	③ その他の書類		
	書類の例	・調査同意書（事故またはケガ・病気などの調査を行うために必要な同意書）	など
(8)	損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要な書類		
	① 保険事故の発生を示す書類		
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書・事故証明書）またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類） ・賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 ・預かり伝票など受託物であることの確認資料 ・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真	など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類		
	書類の例	・修理見積書、請求明細書、領収書 ・損害賠償内容申告書 ・示談書またはこれに代わるべき書類 ・休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・交通費、諸費用の明細書 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 ・図面（配置図、建物図面） ・引受保険会社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ・レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書または死体検案書 ・葬儀費明細書、領収書 ・その他の費用の支出を示す書類 ・受領している年金額の確認資料 ・労災からの支給額の確認資料	など
	③ その他の書類		
	書類の例	・権利移転書 ・先取特権に関わる書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）	など

<ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年齢」「性別」、所得補償特約をセットする場合の「職業・職務」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2. 「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
 - ①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
 - ②保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）

(2018年12月承認) A18-103678

③被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めての補償など） ※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。 4. 所得補償特約をセットする場合の所得補償保険金額は、平均所得額の範囲内で設定されていることをご確認ください。 ※所得補償保険金額の設定については「契約概要のご説明」²基本となる補償、保険金額の設定等（5）保険金額の設定をご確認ください。 5. 補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセット可否をご確認ください。 ●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社まで申し出ください。

保険商品・契約内容に関するお問い合わせについて

【取扱代理店】	株式会社 J A L U X 保険サービス
【電話番号】	0 1 2 0 - 2 5 - 8 4 0 0 ※おかけ間違いにご注意ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

お問い合わせ、ご相談・苦情がある場合は	事故が発生した場合は
0120-101-060（無料） 【受付時間】 平日 9:00～17:00 （土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます） ※ご加入の団体名（公益社団法人日本航空機操縦士協会）をお知らせください。 「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 ※一部のご用件は営業店等からのご対応となります。	遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。 あんしん24受付センター 0120-985-024（無料） ※受付時間[24 時間 365 日] ※IP電話からは 0276-90-8852（有料）におかけください。 ※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

引受保険会社との間で問題を解決できない場合は
一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。 また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。 そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター） 【ナビダイヤル】 0570-022-808 （全国共通・通話料有料） ※受付時間[平日 9:15～17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます）] ※携帯電話からも利用できます。 ※IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。 ※おかけ間違いにご注意ください。 ※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

ご加入にあたって

- このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」および「団体総合生活補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- この保険は公益社団法人日本航空機操縦士協会を保険契約者とし、公益社団法人日本航空機操縦士協会の正会員を加入者とする「団体長期障害所得補償保険」および公益社団法人日本航空機操縦士協会の正会員を加入者とする「団体総合生活補償保険」の団体契約です。
- 「団体長期障害所得補償保険」および「団体総合生活補償保険」のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（公益社団法人日本航空機操縦士協会）に交付されます。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 万一事故が発生した場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

健康状態告知について

- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によりお申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（注）から1年以内であれば、ご契約を解除させていただくことがあります。また、保険期間の開始時（注）から1年を経過していても、お申し出いただかなかった事実、またはお申し出いただいた内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時（注）から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。
- （注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
- 健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項（職種・年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

その他ご注意いただきたい事項

- 保険期間の開始時（注）より前に発病した病気等（その病気等を原因とする損失、損害を含みます）または就業不能・就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合は、保険金をお支払いできません。
- ※上記の取扱い、「ご契約時に正しく告知してご契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない病気等または身体障害であっても、それが保険期間の開始時（注）よりも前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時（注）からその日を含めて365日を経過した後に病気により入院を開始した等の場合または就業不能・就業障害の原因となった身体障害を被った場合には、保険金をお支払いすることができます。
- （注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

税法上の取扱い（2018年（平成30年）11月現在）

払い込みいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除（介護医療保険料控除）の対象となります。
（注）詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

サービスのご案内

長期型所得補償保険にご加入の被保険者（補償の対象となる方）は就労支援トータルサービスをご利用いただけます



メンタル相談

メンタル相談サポート

会社には相談しづらい「こころの悩み」に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。なお、ご希望により、臨床心理士等による電話相談もご利用いただけます。
（予約制：平日10時～17時）
（注）治療に関するご相談はお受けできません。

メンタルITサポート

Webで提供する健康・介護チャンネルでストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等が可能です。メールによるご相談は精神科医等がお応えします。
（注1）治療に関するご相談はお受けできません。
（注2）メールでのご回答は、通常3～4営業日程度要しますが、ご相談内容によってはそれ以上の日数を要する場合があります。

健康・医療・介護ご相談

健康・医療・介護のご相談

健康や医療に関するご相談、介護に関するお悩み、看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。

セルフ健康診断サポート

最寄りの人間ドック施設や自宅で簡単にできる在宅検診等をご紹介します。電話またはWeb（健康・介護チャンネル）でご利用いただけます。
（注）各種検診・サービスの費用は、ご利用いただく方の自己負担になります。

病院情報のご提供

全国約16万件のデータベースより、いつでもどこでもお探しの全国各地の病院等の情報をご提供します。
（注）このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。

各種手続きご相談

税務・フィナンシャルサポート

医療費控除など、日常生活の税務に関するさまざまなご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます（予約制）。
（注）一般的なご質問については、専門スタッフが応える場合があります。

公的給付申請サポート

障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。

福祉情報のご提供

お住まいの地域の福祉情報を介護福祉士等の専門スタッフが電話でご案内します。

- ※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。
- ※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- ※サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。
- ※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。
- ※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に加入者証と共に交付する「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」でご確認ください。

お問合わせ先

<取扱代理店>

株式会社JALUX保険サービス

〒140-0002 東京都品川区東品川2-5-5 ハーバーワンビル6F

TEL：0120-25-8400 FAX：03-5460-7221

※音声ガイダンスのあとに③番を押してください。

（営業時間）月～金9：00～20：00、土9：00～17：00

日、祝日、年末年始を除く

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京企業営業第七部 営業第三課

〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19

あいおいニッセイ同和損保日本橋本社ビル

TEL：03-6748-7883

（2018年12月承認）A18-103678